

比較法研究所創立40周年記念事業
『早稲田大学・日本法学叢書』全10巻
総 括

- 1 はじめに
- 2 『早稲田大学・日本法学叢書』完結に寄せて
—関係者の意見・感想—
歴代所長
編集委員
原著者、翻訳者、校閲者
出版・発行者
- 3 『早稲田大学・日本法学叢書』全10巻および関係者一覧
- 4 寄贈先一覧
- 5 刊行までの経緯
- 6 支出報告
- 7 協定書

1 はじめに

私は、尾崎安央教授（比較法研究所幹事）、劉迪氏（同研究所助手）および白井由美氏（同研究所職員）と共に北京市に出張し、2001年9月19日、中国人民大学において『早稲田大学・日本法学叢書』全10巻の刊行を記念し、出版記念会および出版記念講演会を開催した。出版記念会においては、高銘喧人民大学教授（刑事法）、私（私の挨拶は後出354頁）、王利明人民大学教授（民法）、賈京平法律出版社総編集長の順でスピーチが行われたが、高銘喧教授および王利明教授からは、この度の出版事業は、いずれも理論的水準の高い著書の中国語による出版であり、しかも中国において重要な法分野であるとされているものであり、中国における立法および法学の発展に資するところが非常に大きいとのご懇篤なる挨拶をいただき、賈総編集長からは立派な叢書の出版を行うことができ大変嬉しく思っているとの挨拶があった。また出版記念講演会では原著者として近江幸治教授と私が主に大学院生を相手に講演を行った。いずれも多数の参加者が大変熱心に耳を傾けてくれた。私の講演においても予定時間を遥かに超過して、違法二元論に基づく犯罪論体系に関する重要な諸問題につき活発な質疑が行われた。

この事業は私を含めて比研の三人の所長が関わったものであるが、私は大須賀明元所長および酒巻俊雄前所長時代に企画の段階より総務委員会委員長として関与し、とりわけ酒巻前所長のときには前所長と共に法律出版社との2度の交渉（1999年3月1日および6月12日）および個別協定書の締結や翻訳者・校閲者との打ち合わせに立ち会ったこともあり、また私の所長就任からも完成までには紆余曲折があり、些か難産であった赤子を取り上げたことを思うと、この出版記念会における高教授、王教授および賈総編集長の挨拶には私にとって感慨深いものがあった。

この『早稲田大学・日本法学叢書』は、まことに比較法研究所の創立40周年記念事業に相応しいものであり、中国における立法や法学の発展はもとより、日中両国の学術交流に裨益するところ大なるものがある。この事業の遂行に多大なる尽力を惜しまれなかった日中両国の編集者、翻訳者・校閲者、原著者および法律出版社はもとより、この事業の意義を了解され財政的援助をしていた

だいた早稲田大学に、この事業の完結時の所長として心よりお礼を申し上げたいと思う。これらの多数の関係者の労に報いるために、またこの事業の早稲田大学に対す事業報告を兼ねて自己点検・評価の一環として、『早稲田大学・日本法学叢書』の総括を提案したところ、幸いにも本誌上にて総括を行うことが比研管理委員会において決定された。そこで、『早稲田大学・日本法学叢書』完結に寄せて」と題して関係者の意見・感想を、次いでこの叢書刊行の資料編として、『早稲田大学・日本法学叢書』全10巻の内容と関係者、寄贈先一覧、刊行までの経緯、支出報告、協定書をそれぞれ掲載することにした。本総括が来るべき比研創立50周年記念事業の実施のために些かなりとも役立ち得ると考える。最後に貴重な時間を割いて快く稿を寄せられた関係者に厚くお礼申し上げる次第である。

なお、中国語の原稿については比較法研究所の責任において翻訳した。また、執筆者の肩書きは2002年9月現在のものである。

比較法研究所長

野村 稔（比研所長最後の日に）

2 『早稲田大学・日本法学叢書』完結に寄せて

——関係者の意見・感想——

総 括

大須賀 明

比較法研究所 元所長

編集委員（日本）

『早稲田大学・日本法学叢書』（以下『早稲田法学叢書』と略す）は、私が、早稲田大学の比較法研究所の所長をしていた時に、発案し出版のための作業を行った思い出深い作品である。

1997年の春、私は、翌年に控えた比較法研究所創立40周年の記念事業に、何をしようかとしきりに考えていた。日本は、明治期以来長い間、西欧諸国の先進的な法理論や法制度を導入し、日本の社会に定着させることに努力してきた。その結果、日本の法理論や法制度は高度に発達したが、今度はそれを諸外国に発信し、その発展に大いに貢献すべきではないかと考えた。

具体的な事業のひとつとして考えたのが、アジア諸国の法整備支援事業である。まず、東南アジアや中央アジアにおいて、近年市場経済に転換し、それに対処すべく法律の整備に専心している国々の状況と日本の支援体制について調べてみた。法務省に出向いたり、現に支援を行っている学者達から、実情を聞いたりした。

また1997年9月には、従来から行ってきた中国社会科学院の法学研究所との学術交流の一環として、「21世紀の憲法と行政法」というシンポジウムを行うために北京に赴いたが、その際に私は、早稲田大学の博士後期課程の学生である中国人の林浩君を伴い、北京では北京大学と政法大学、西安では西北大学で講演と交流を行った。そしてその間、中国の法学と法学教育の現状を観察したのである。

中国の法学教育は、社会主義の国家と法の理論が中心であり、旧態依然としていた。図書館には外国語の法律書は収蔵されていたが、中国語のものが少ないのに驚いた。中国自体は、日進月歩の速さで経済発展をとげており、問題があるとはいえ、権利と自由は確実に拡充している。それに比べて法律の整備は立ち遅れており、とりわけ法学の基礎的理論の研究は、時代の要請に適應できていないように思われた。だとすれば、日本の代表的な法学者の著書を中国語に翻訳し出版することは、中国の発展に大きく貢献することができるのではないか、と思われたのであった。そこで、『早稲田法学叢書』（中国語版）全30巻の北京での出版を企画したのである。

出版の目的は次の三点にあった。

1. 中国の法律を整備するための基礎となる法学理論の研究に役立つこと。
中国の法学の基礎的な理論は、1950年代以降長い間旧ソ連の法学体系の影響を受け続け、法律を単純な階級闘争の道具とみなしてきた。現在、中国の法学理論は、旧ソ連の法学体系から脱却しはじめ、多文化、多体系化へと向かっている。このため、『早稲田法学叢書』の出版は、中国の法学理論の研究にとって欧米などの法学体系と並ぶ、もうひとつの新たな法文化体系となり、重要な参考となるであろう。
2. 21世紀に向かう日中法文化交流に貢献できること。
近代以前は、律令を中心に日本は中国から法文化をとりいれた。近代以降は逆に中国が、近代化に成功した日本から憲法、民法、新聞法を含む法文化をとりいれた。たとえば大清憲法（「欽定憲法大綱」1908年）は、まさにその典型例である。しかし日中戦争から1970年代まで、社会体制の違いから、両国の法文化交流は中断したようなかたちとなり、1980年代に入って再開されたが、それは極めて個別的な交流に留まっていた。今、日本の法学理論書を中国で翻訳、出版することは、両国の法文化の歴史からみても、法文化交流史に刻まれる事業となるであろう。
3. 中国が急速に展開している法律の整備に貢献できること。
中国は目下、人治から法治へ移行する過渡期にある。現在さまざまな法律が制定され続けているが、経験不足からか、法の整備は未解決な問題を山積みしている。こうした面からも、日本の法律システムを紹介することは、中国が、目下急務とする立法の実務の促進に欠かすことのできないことであろう。

そこで、1997年11月に中国を訪問して、北京では人民出版社や法律出版社な

どと、西北大学から名誉教授の学位を頂いた授与式に出席した折に、西安では三秦出版社などと、出版についての交渉を行った。いずれの出版社も大歓迎で、積極的に協力する意向を表明してくれた。そして法律出版社が、司法省の管轄下にある最大手の法律系の出版社であり、最高の実績を持ち、法律書の出版についての理解も深かったので、交渉相手としては最も適切ではないかと考えられた。そこで1998年2月に訪中した折に、法律出版社と再度交渉した。その結果、比較法研究所が管理委員会で10巻に限って認めた『早稲田法学叢書』の出版について、ハードカバーの上製で、一卷に付き45万円の援助を行なうという条件で、出版が行なわれることに決定したのである。

著書の選定は、中国における法律の整備を支援するという本叢書の出版の目的との関係において、大変重要な意味をもつ。そこで中国と日本の双方において編集委員会を組織した。とりわけ中国の法学界を代表するような錚々たるメンバーによって構成されている中国側の編集委員には、個別的にあるいは北京で開催した編集委員会で、中国のニーズを丹念に聞いた。そのうえで中国が現在最も必要とする法分野に焦点を当て、それにふさわしい日本の法学書を選定するという作業を行った。特に困難であったのは翻訳者を探し出す仕事であった。林浩君の協力を得ながら、中国在住の30代から40歳前後の法律家で、日本で数年大学院の法学研究科に在籍し、法律学を研究したことのある人たちに焦点を当てて探した。その結果、大学もしくは研究所の助教授もしくは研究員で、日本の法学博士3人を含む、その年代のトップレベルの人達を見つけ出すことができた。二度ほど北京で翻訳の打ち合わせのための会合をもち、大半の人達と会うことができたが、レベルが高く、とても意欲的であり、中国の法学界の将来は希望に満ちていると思われた。また校閲者については、本叢書の翻訳の正確さを、ひとつは優秀な翻訳者により、もうひとつは一流の校閲者によって確保しようとしていたことから、40代後半から50代の中国の法学者を選びたいと考えた。結果は成功したと思う。

また中国では、学術書は一般に、何らかの助成がなければ出版することができない状況にある。理由の第一は、1980年代になり、出版業界にも市場原理が導入され、発行部数の少ない学術書は出版社の経営の観点から発行が不可能になったこと。第二は、中国の出版社は依然国营であるが、国庫からの援助金はすべて打ち切られたこと。第三は、図書発行のシステムが、日本のような委託販売ではなく、買い取り制をとっている。そして発行の唯一のルートとしての新華書店は、売れ残りを出さないようにするために、なるべく注文部数を最小

限にとどめる。特に市販性の乏しい学術書はなかなか注文をもらえない。だから市販された学術書からの回収金によって、全部の出版費用を捻出することは不可能であること、などである。

そこでそうした中国の出版事情を考慮して、初版の部数の決定は法律出版社に委ね、市販された初版本の回収金は、すべて法律出版社に帰属することにした。そして出版補助費としての各巻45万円というまでもないが、翻訳料、校閲料、通信編集費（中国への旅費を含む）などは、すべて早稲田大学が支払うことになった。そして日本の法学書の著者からは、初版時における著作権料の放棄について了承を頂いた。私が所長であった時期には、その総費用の半額の支給を大学から獲得することができたが、所長をやめてからは、当時の総長の奥島孝康氏の積極的な指示によって、残りの半額が予算化されるに至った。またこの企画に対して、サントリー文化財団から50万円の出版補助費を頂き、私個人も100万円の寄付をしたのである。

出版に関する基本協定書の作成にも多くの時間と労力が注ぎ込まれた。何度も総務委員会を開いては専門家の意見が集められ、その概略ができあがったが、なお完全を期するために中国に関係する交渉弁護士に依頼し作成にあたってもらった。しかしここでも思いの外多くの時間がかかり、漸く完成したのは1998年9月であった。契約は基本協定書と各巻ごとの個別契約からなり、現実には各巻ごとに出版契約が具体的に締結されたのち、印刷されることになっている。

1998年9月の末に私の所長の任期は終了した。この時点までに本叢書の企画の大部分はすでになしとげられていたように思われる。想像していたよりもはるかに大きなエネルギーを傾注しなければならなかったが、日中文化交流の一端を担いえた誇りと満足感は大いいものがある。それにつけても林浩君は、無報酬で通訳や日中間の連絡を手伝ってくれ、さらにはこの企画の内容について示唆的な意見を提供してくれた。彼の聡明さと犠牲的な貢献には心から感謝の意を表明しておきたい。

（法学部教授・比較法研究所研究員）

『早稲田大学・日本法学叢書』の完結を祝って

酒巻 俊雄

比較法研究所 前所長

編集委員（日本）

中国と私との関わりは、1992年以降のことであるから、さほど古いわけではない。

同年に友人の勧めもあって日本学術振興会短期派遣研究員として15日間、中国社会科学院の招聘で北京、西安、上海の三都市の企業の実態調査、といったも実質は観光と講演に赴いたのが最初である。その縁で同年10月末から11月上旬にかけて10日間、国務院発展研究中心の依頼で北京に赴き、当時の経済体制改革委員会において会社法規範意見の段階にあった中国会社法案の作成に協力することになった。日本でも法制審議会商法部会において会社法の改正作業に長く携わっていた経験と、規範意見を留学生や院生諸君の協力で全文翻訳し理解していったことが、具体的な助言と提案あるいは法文の原案作成に大変役立った。それまでアメリカやドイツなど各国の学者達も訪中していたが、いずれも自国法の説明にとどまっていたようであり、中国法に踏み込んだ助言は稀であったようである。それから2年後の1994年7月にかなり日本法的要素も取り入れた中国会社法が制定・施行され、現在に至っている。爾来、中国との関係は極めて深くなり、多くの講演やシンポジウム、官庁との交流に参加することとなった。現在の中国は、日本に存在する法律は殆ど制定されているといわれるほどの法整備の状況にある。研究者の理解もこの10年間で目を見張るほどの進歩である。おそらく今後の問題は、これらの法制度の内容をより一層深化させ、適切な運用を実現することにあるといっていよいであろう。

会社法や証券取引法分野に限ってみても、近時、日本法の多くの文献を読破し参考とした若手の学者の研究書が多数刊行され始めているが、その場合でも一般的には引用されている文献がやや古く、また日本の各種制度や規定内容の概観・紹介にとどまっているのが実情である。本叢書刊行の意義はまさにそこにあるといっていよい。わが国法学界の第一線に立たれている多くの学者の各

分野にわたる著述がそのまま翻訳され、その論理や現在の日本における学説の状況などが詳細に紹介されているのであるから、それぞれの分野の中国研究者の研究に多大な寄与をするのではないかとと思われる。その意味では、本叢書企画者の大須賀所長が当初提案されていた30巻ほどの規模で、この計画が実現されていれば、この事業の意義はより大きなものとなっていたことは確実である。しかし、早稲田大学にとって出版費の助成、翻訳料の全額負担という条件は、30巻規模で考えるとやや大きすぎたことも事実であり、この計画が10巻規模で発足せざるをえなかったのもやむをえないことであろう。

法務省は、現在、法務総合研究所や法整備支援センター等を通じて、アジア各国に対する法整備支援をかなり大規模かつ広範に行っているが、その一環として本叢書のような、もう一步踏み込んだ支援も国家事業として行うべき段階に来ているのではないかと考えられる。私の所長時代に、この計画を進めるに際して、翻訳事業に対する各界の理解が乏しく、支援制度が欠けていることを痛感させられた。本叢書の刊行が、そのような理解を援け、本格的な支援事業の先駆けとなることを期待したい。

私自身も、この計画に含まれていた会社法の部分を担当していながら、日本における最近の会社法の余りにも大きな変革に対応する体系書を、期日までに書き上げることができなかった。ただ、恥じ入るばかりであるが、お勧めもあるのでなんとか実現し、中国の商法学会商事法センターを通じて出版したいという希望を持っている。

本叢書の一応の完結にあたり、関係者の一人として改めて多くの人々のご協力を得たことに感謝するとともに、お祝いを申し上げる次第である。

(名誉教授、元法学部教授・比較法研究所研究員)

『早稲田大学・日本法学叢書』出版記念会挨拶

2001年9月19日 中国・北京市

野村 稔
比較法研究所長

『早稲田大学・日本法学叢書』出版記念会の開催に当たりまして、早稲田大学比較法研究所を代表して、一言ご挨拶申し上げます。

さて、私共の比較法研究所は、日本および諸外国の法制を比較研究し、日本における法学研究・教育に寄与するとともに、世界の法学の発展にも貢献することを目的として、1958年に設立されました。そして、1998年に設立40周年を迎えることになりましたが、この間研究員の真摯なる努力により、諸外国の法制について幾多の貴重な研究成果が蓄積されてきました。そこで、大須賀明元所長のリーダーシップの下で、創立40周年記念事業を行うことが検討されたところ、シンポジウム（アジア・オセアニア法制国際シンポジウム「自由市場と法的規制」）を行う以外に、諸外国から日本法制に関する情報の需要に対応するためにも、研究所を情報発信基地として展開し、世界の法学の発展に資する契機として、日本法学の主要な分野の体系書を選び出して、これを中国語に翻訳して中国において出版するという計画が立案され、研究所の管理委員会において承認されました。そして、その実現に向けて編集委員会が組織されました。その構成員は、中国における各法分野の一流の法学者であり、王叔文清華大学法律系主任・教授・中国社会科学院法学研究所元所長、劉海年中国社会科学院法学研究所前所長・教授、吳志攀北京大学法律系主任・教授、高銘喧人民大学法律系教授、羅耀培中国社会科学院法学研究所教授、陳忠槐西北大学法学系教授であり、早稲田大学法学部の、西原春夫、篠塚昭次、酒巻俊雄各名誉教授、および佐藤篤士、小口彦太、岸陽子、大須賀明各教授であります。この編集委員会において、翻訳すべき10の法分野とその体系書が選択され、具体的作業が開始されました。この間、大須賀元所長はこの事業を推進するため獅子奮迅の努力をされてきましたが、財政上の問題がその前途に立ち塞がっておりました。しかし幸いにも後任の前所長・酒巻俊雄教授のご尽力により大学の財

政上の協力が得られることになり、出版事業は軌道に乗り、無事に本年初頭に10冊の出版の運びとなりました。それは、大木雅夫著『比較法講義』、塩野宏著『行政法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』、原田尚彦著『環境法（補正版）』、近江幸治著『担保物権法』、田口守一著『刑事訴訟法』、田山輝明著『物権法』、野村稔著『刑法総論』、河本一郎・大武泰南著『証券取引法読本』、大須賀明著『生存権論』、中村英郎著『新民事訴訟法講義』の10巻ですが、さらに宮坂富之助著『現代日本経済法』および酒巻俊雄著『社会法』の刊行を予定しております。

私共の研究所といたしましては、出版事情・慣行が我が国と異なるところがないともいえない中国で出版することに些か不安を持っておりましたが、賈京平法律出版社総編集長および蔣浩編集次長をはじめ関係者と幾度も交渉を重ねるうち、その不安も払拭され、本日めでたくも出版記念会を開催することができますことに、まずは賈京平法律出版社総編集長および同編集次長蔣浩氏にお礼申し上げたいと思います。そして、日中の編集委員の諸先生方はもとよりですが、何よりも困難な翻訳の労をお取りいただいた翻訳者の皆様および適切な校閲をしてくださりました校閲者の諸先生方に心よりお礼申し上げる次第です。

さて、貴国中国は改革開放政策を進め、それを基礎に市場経済化を強力に推進してられました。そして、今般の世界貿易機関（WTO）への加盟にその成果が結実しました。中国のWTO加盟をめぐる他国間協議が決着し（15日までの他国間作業部会非公式会合で決着、17日の公式会合で加盟議定書・作業部会報告書の正式採択）、今年11月にカタルで開催予定のWTO閣僚理事会において、正式に承認される運びとなっております。これらの進行に併せて、法制度の側面での整備が着々と進められてきました。しかし、これからの市場経済化を支える法制度は、これまでの社会主義経済体制下の中国では未経験の制度であります。他方で、日本では歴史を遡れば、大宝律令や養老律令に見られるように、中央集権国家を樹立するために中国を統一した隋や唐に倣って法令を継受したのであります。この法令は、我が国ばかりでなく、7世紀の新羅、8世紀の渤海、10世紀の高麗でも行われたものであり、ローマ法にも匹敵する役割を果たしたものでした。その後我が国では西洋法を継受し、市場経済の基礎となる法制度を整備してきました。したがって、我が国は市場経済国の経験者として法制度の整備につき若干の助言をすることのできる蓄積があります。そのような訳で、早稲田大学比較法研究所の記念事業であります本叢書の各巻が中国において広く読まれ、貴国の法制の更なる発展、とりわけ理論面における

それに寄与することを期待しております。さらに我が国の律令制時代に始まる日本および中国の法文化の交流に資することを祈念し、私の挨拶を終わります。

最後になりましたが、このような素晴らしい会場を設営され、出版記念の行事として原著者による記念講演会および記念祝賀会を準備してくださいました、賈総編集長および蔣編集次長をはじめとして関係の皆様方に厚くお礼申し上げます。

なお、この記念事業を精力的に推進してこられました大須賀明元所長は、体調を崩されたため残念ながら本日の記念祝賀会に出席できませんでした。幸いにも現在は回復され、秋からの講義に備えて静養されておられます。また同じく酒巻俊雄前所長は公務多忙のため欠席となりました。大須賀元所長および酒巻前所長は本叢書の刊行に対して、中国側の皆様方とともに喜びを分かちつつ、刊行に当たり多大なるご協力をいただきました皆様方に心よりお礼を申し上げたい旨私に言付けがありました。

ご清聴ありがとうございました。

(法学部教授・比較法研究所研究員)

『早稲田大学・日本法学叢書』の完結を祝す

篠塚 昭次

編集委員（日本）

比研創立40周年の大事業が完結した。憲法・民法・刑法をはじめ、主要な法学域を網羅した全10巻の中国語訳である。和原書は何れも国内で親しまれている名著・名作である。しかも、訳者の多くは早稲田大学法学部・大学院法学研究科及び比較法研究所で、学生・院生・研究員として研鑽を積まれた人たちである。私の研究室に籍を置いてくれた何人かも協力してくれた。

企画が持ち上がったのは、大須賀明所長の時である。比研管理委員会に提案された時には、すでに大須賀所長の構想は固まっていたと想う。企画者・提案者・指導者とはそういうものである。私などは、毎回の会議に目を見張るばかりであった。それでも、謙虚で慎重な大須賀所長は、いきなり自説を突出させることはなく、編集会議の雰囲気気に気配りされ、まとめられた。もちろん、しばしば異論疑論が噴出した。このような大事業には付きものの学究的・良心的発言であった。私だったら投げ出してしまう所だが、大須賀所長の忍耐強さに感銘を受けた。日中の学术交流に向けられた情熱と信念の結実である。

比研の所長が酒巻俊雄教授に交替された。もちろん、この大事業は新所長に引き継がれ、出版作業が進展した。しかし、私には少しばかり気がかりなことがあった。それは、酒巻教授と中国との関わりである。御専攻の商法が、社会主義国の中国では余り通用しないのではないか、この事業に強い関心を持って頂けるだろうか、という危惧であった。ところが、これは全くの杞憂であった。酒巻教授は、すでに中国で著名であり、学名は彼の地で広く知れ渡り、弟子も各地で活躍されていたのである。同僚として無知を恥入った次第である。これは、その後、同教授と北京の社会科学院でのシンポジウムに御一緒してはじめて分ったのであった。考えてみれば、市場経済化を標榜する中国が、何よりも必要としたのは商法であったろう。そういえば、ここ10年、中国関係の資料をみると、企業経営、企業管理という文字がいかに多く躍っていたことか。改めて想い出した。1978年、早大教授代表団に加わって初めて訪中したとき、

同行された商学部のA先生が、連日のように現地で講演のスケジュールが詰まっていたのだ。A先生の専攻は会計学、しかも会計学会の会長であった。当時は、文革が終了した直後、まだ、人民公社が存在し、旧憲法も生きていたころである。そのとき、すでに今日あるを想定した改革開放が市場経済化をひそかに目指していたとは。中国今日の経済成長は、すでに視野に入っていたのである。周到というほかはない。

現在、比研の所長は野村稔教授である。いうまでもなく、著名な刑事法学者である。日中シンポの題名にも、気のせいかな、刑事法関係、司法改革関連が目立つようになった。先週も、日中司法改革の知恵比べが2日連続で行われた。10名近い法律学者が北京の社会科学院から比研に来られた。司法改革に関する日本側の課題は「規制緩和」、対する中国側は「民主」である。手はじめに先日、第1回の公開司法試験が行なわれたという。「人治」から「法治」へ、それが市場経済化と表裏をなす流れであることはすぐ理解できる。そういえば、日本でも、30年前、「近代化」と「法の支配」がセットになって盛り上がったのを思い出す。

法学の交流は地味だが着実である。日中の交流は、単に日本と中国の2国間の交流・比較に止まらない。日本の法学者は、独仏英米露その他の国と100年以上も深い交流がある。私自身、独仏英伊には在外研究として、客員教授として、又交換教授として、何回か居住し、人的交流を経験している。それにしては、中国との交流はまだ深いとはいえない。すでに中国各地でのシンポやセミナーに10回以上は参加している。人民公社の解消前後、1982年の新憲法、1986年の民法通则、1986年の土地管理法、現今の物権法制定作業、それぞれの節目節目には、比研の他、日本土地法学会の企画シンポ、中国建設省、中国国土资源省の招きにより、絶えることのない見聞の機会を得ている。

中国は巨象である。何回行っても全体に触れたという満足感はない。これではならじと、日中のもうひとつの接点、儒教の老家である孔廟をたずねた。1昨年である。曲阜という泰山の麓の町。曲阜大学の袁教授にレクチャーを受けた。孔子は法律ではなく徳や義によって人間の社会がまとまってゆくべきを理想とした。「法治」ではない。にもかかわらず、曲阜には150万人ともいわれる全世界に在る孔孫のために特別都市が温存されていた。研究テーマは涯無く続きそうである。

(名誉教授、元法学部教授・比較法研究所研究員)

中日法学交流のハイライト 『早稲田大学・日本法学叢書』中国語版10巻北京にて出版

劉 海年
編集委員（中国）

早稲田大学比較法研究所・大須賀明，酒巻俊雄，野村稔，三所長のご努力で、『早稲田大学・日本法学叢書』（中国語版10巻）は北京で法律出版社により出版された。これは中日法学交流のハイライトである。清朝末期においては法制改革を行う際，日本人専門家を招いたり，数多くの中国人留學生が日本へ勉強に行ったりしていた。この間，教育，研究，法整備などの需要に応じて，日本人学者の著作物は中国語に翻訳された。しかし，日本の法学著書が系統的に各分野にわたって広く中国語で翻訳されたのは，今回が初めてである。

早稲田大学は国際的に有名な大学である。法学部の教授は真剣に研究に取り組み，深い専門知識を持ち，研究業績と経験が豊かである。1958年に設立された比較法研究所は，早稲田大学が外国の最新の学術情報の受・発信および研究・教学の強化のために設置した機関である。また，日本の外国法研究の基地となっているとともに，外国に日本の法研究の成果を伝えるセンターともなっている。10数年前，比較法研究所は中国社会科学院法学研究所と学術交流協定を結び，良好な関係ができた。新しい時代に対応した，中日法学機関の学術交流を一層強化させるために，比較法研究所の専門家と中国社会科学院法学研究所などの機関の有名な中国人学者とが共同で編集委員会を組織し，次の10巻を選定して中国で出版した。

大須賀明先生の『生存権論』，塩野宏先生の『行政法』，田山輝明先生の『物権法』，近江幸治先生の『担保物権法』，河本一郎先生・大武泰南先生の『証券取引法読本』，原田尚彦先生の『環境法』，野村稔先生の『刑法総論』，田口守一先生の『刑事訴訟法』，中村英郎先生の『新民事訴訟法講義』，大木雅夫先生の『比較法講義』。

この10巻の力作は著者たちの10数年の研究成果であり，資料が充実しており，論点は明確である。また，情報量も豊富で，推敲を重ねた法学著書の逸品

である。一部の著書は日本国内で版を重ねており、読者の間での評判は頗る高い。

この法学叢書の中国語訳と中国での出版は以下の背景のもとで行われたものである。中国は憲法の「法に基づいて社会主義法治国家を建設する」方針にのっとりて法治を実行し、中国の特色ある社会主義法体系を構築し、法に基づいて行政を行い、司法改革を推し進めている。WTOと国際人権両規約の加盟（市民的及び政治的権利に関する国際規約は批准申請中）によって中国の法律は次第に国際ルールに適合するようになった。新しい情勢に応えるため、中国の一部の法律は、例えば刑法、刑事訴訟法などは部分的に改訂を行う予定である。民法と基本人権保障関係の法律などは、制定を急いでいる。一部の行動規範は法律によって定めなければならないが、今は行政法規にとどまっている。今後これらの分野においては法制化していくであろう。新しい時代に応えるため中国は法学の研究と教育を強化し、法律関係の人材の養成に力を入れている。この叢書の中国語版の中国での出版は、正に時を得ていたといえるであろう。この叢書は、中国の法学研究者と教育関係者の手本となっており、彼らを通して中国の立法、行政、司法および法律サービスを促進するであろう。

この叢書の発売後の一年間あまりの間に、時を得た著書という理由ばかりでなく、高度の理論性と教材としての価値もあることから、中国の法学界においてよい反響を得ている。民法、証券取引法および行政法の立法に携わっている学者達は、この叢書が大変勉強になったと考えている。刑事法、環境法関係等の専門著書の内容は、中国の刑事法、環境法を完全なものにするため、極めて有意義なものである。さらに生存権に関する論述は、独特な見解を有し、影響は深遠なものであると考えている。私はこの叢書の中国語版の編集委員の一人としてこのことを心より嬉しく思っている。

企画した全ての分野の著書を出版することはできなかった。また中国語訳はなお改善の余地がないわけでもない。それにもかかわらず、叢書原作者、翻訳者と校閲者の方々に感謝の意を申し述べたい。また中国語版の出版にあたり財政援助をしてくださった方々および出版のために多大な労力を払ってくださった方々に感謝の意を申し述べたい。これらの方々は力を尽くして、中国の法学研究、法学教育と法整備のために貢献してくださった。

（中国社会科学院法学研究所教授）

〔原文は中国語〕

『比較法講義』の翻訳について

范 愉

『比較法講義』翻訳者

多くの同業者が指摘されたとおり、高水準の学術書を翻訳することで尤も利益になるのは、他でもなくその訳者自身である。『比較法講義』の著者・大木雅夫教授は、学識が豊かで、学は東西に通じておられる。教授は西洋の比較法研究を知り尽くされているばかりでなく、比較法学のミクロ的、マクロ的な領域においても独自の見解と研究成果をもっておられる。『比較法講義』を翻訳する過程においては、終始、教授の教えを拝聴するようであり、大変有益な勉強となり、訳者の比較法研究の水準も一段と向上したとつくづく感じている。

ある意味で、翻訳は著作より困難なことであると思う。随意な解釈または主観的な想像は絶対に許されない。締め切りまでに原稿を提出するために、少しも怠ることができない。原著書の本来の意味を明らかにするために、時々何回も思索する。著者が引用された外国の資料と外国語の概念を確かめるために、辞書などを繰り返し調べる。著書の語意を正確に伝達するためには、よく一字一句を反復して推敲する。残念ながら翻訳中、大木教授ご本人となかなか連絡が取れなかったゆえに、原著書の一部の難解な箇所は明らかにできなかった。この点は心残りである。

『比較法講義』は中国で出版された後、多大な反響を呼び起こし、いくつかの有名大学では教材として指定された。本書の中国での好評な販売につれて、大木雅夫教授の中国比較法学界での知名度も高まりつつある。中国の学界は、大木雅夫教授の研究と日本の比較法学研究の謹厳さと体系の完全さを高く評価している。早稲田大学比較法研究所の翻訳プロジェクトに参加させていただき、中日法学交流のためささやかな力をささげることができ、訳者は大変光栄だと存じている。

本年1月に、中国政法大学主催の「米国法律文庫、法律翻訳と法律変遷」のシンポジウム（新中国法学界最初の法学翻訳の学術会議）に参加させていただき、日本語の法学著書の翻訳について感想を述べたが、その要旨はまとめると

以下のとおりである。

一、日本の法学著書の翻訳は、中国の法整備にとって特殊な意義を有している。なぜかという点、日本は元来東アジア法系の国であったが、西洋法を積極的に受容し、成功した国だからである。最初は、大陸法を受け入れていたが、戦後コモン・ロー、主に米国法の大きな影響を受けている。日本法のこのような特殊な発展過程は、中国法の発展にとって重要な実践的意義を有している。日本人法学者の多くの研究成果はわれわれの参考に値するものである。

二、日本は法学の研究過程においては独特な研究方法を形成した。最初の継承、全面移植を経て、定着させ、極めて特色のある法社会学の研究方法を形成した。各法部門の研究と高次元の法哲学の研究とを結びつけているこの研究方法は、中国の法学研究の発展にとって大きな意義があり、そのうち一部の重要な学説は、中国の法学研究に対して実際に影響を与えている。

三、日本の法学で使われている用語は、われわれがその他の法学著書を翻訳するにあたり重要な補助的役割を果たしている。中国において西洋の法学著書を翻訳し始めた時期においては、日本語訳から転訳したものであり、今日でも西洋の法学著書の翻訳は依然として日本語の概念または用語を借用している。

四、今日の中国の法整備および法学研究の社会的意義と役割を考えると、日本の法学の中国での伝播およびその役割を看過してはならない。中国では外国文献入手の条件および読者の外国語の閲読能力は未だ不十分であるため、法学の翻訳は、法学学説の伝播と社会啓蒙の二重作用がある。法学者は、社会的責任感をもって、社会のためにより多くの良質な法学著書の翻訳を提供すべきである。

以上が私の所感である。『比較法講義』訳本の中の間違いや瑕疵については、大木教授および読者の皆様にお許しいただきたい。

(中国人民大学法学院教授)

[原文は中国語]

早稲田大学との縁と中日法律文化の交流

—『早稲田大学・日本法学叢書』出版事業に参加して—

法学博士 于 敏

『環境法』翻訳者

『早稲田大学・日本法学叢書』（以下、『法学叢書』と略称する）が中国で出版されたことは、中国の法律家の日本法に対する理解に大きな便宜を提供するとともに、中日両国の法律文化交流及び中国が法治国へ転換するための理論整備に対して大きな役割を果たしているといえる。私は『法学叢書』の一冊である『環境法』の翻訳者として、この事業に参加することが出来たことは、誠に光栄に耐えません。いま、翻訳作業を振り返ってみると、かつての早稲田大学と私との浅からぬ縁が懐かしく思い出された。

早稲田大学は世界的に有名な大学であり、早大で勉強することは私の憧れであった。1980年代の末に、私は法学研究者として私費で都立大学に留学した際に、中国の深刻な環境破壊に憂慮し、日本での環境改善の成功に範を取るべきであると考えていた。そこで、同じく早大法学部教授であられた黒木三郎先生から牛山積先生をご紹介いただき、研究会の場などでご指導をいただいた。先生からは日本環境法制の構造と主な学説についてご教示いただくとともに、原田尚彦先生のご著書である『環境法』をご推薦下さった。都立大学での客員研究員としての研究活動と博士前期課程を修了した後に、私は牛山積先生の下で不法行為法（環境問題を含む）を勉強しようと考え、早大大学院の博士後期課程の入学試験を受けた。筆記試験は、専門に関するものの他に、共通試験項目の一つとして「正業」と「副業」との関係について出題された。正解の趣旨は、研究分野が狭すぎると研究には不利で、視野を広げなければならない、ということであったように記憶している。このことは、大学学部時代から博士課程を修了するまで、同じ専門の勉強を続けていなければ、学界において評価されにくいと考えていた私にとって、新鮮な題目であり、ユニークな大学だなと感じた。無事に筆記試験をパスして、酒巻俊雄先生、浦川道太郎先生、牛山積先生の面接試験を受けた。難しい内容の質問だったが、それゆえに、早大の学

間レベルが非常に高いということを実感した。合格発表後に、牛山先生の研究室で、「日本の博士号を取得するのは難しいと言われていますが、大丈夫でしょうか」と先生にうかがったところ、先生は「決心はあるか」と問い返された。確かにそうだ！ 博士号の取得は自分の努力次第である。このような問いかけをなされる先生はユニークな方だろうなと思った。しかし、経済的な理由から、結局私は早稲田大学には入学しなかった。牛山積先生にお詫びの手紙をしたためたが、それ以来、牛山積先生との連絡は途絶えてしまった。現在の中国人留学生のほとんどは年齢が若く、年齢制限から日本の国費奨学金の申請ができないという事態に遭遇する人は少ないであろう。早大の入学試験からすでに10年間以上過ぎたが、今日でも、私は早大に合格したにもかかわらず経済的な理由から進学せず、牛山積先生にご迷惑をおかけしたことを後悔するとともに、この場をお借りしてお詫びしたい。

このような経緯があったこともあり、『法学叢書』出版事業への参加をお誘いいただいたときに、私は、早大のユニークな学風に敬意を表し、私の入学試験を担当いただいた先生方のご好意に感謝するとともに、牛山積先生に対するお詫びの気持ちも込めて、喜んで引き受けさせていただいた。現在、『環境法』を通して、日本の環境法制は、中国の環境法学者、環境保護機構の関係者及び一般市民に広く知られるところとなり、環境を大切にするという環境保護の「種」は、人々の心に深く播かれているといえよう。

早稲田大学比較法研究所は、早稲田大学法学部の教授を基幹研究者とした高い学術水準を有する研究機関であり、世界各国の法を理解する窓口であると同時に、世界各国が日本法を理解する窓口として、重要な役割を果たしている。わが国においてもまた、『法学叢書』は、すでに中日法律文化交流の一里塚として、永遠に中日法律文化交流の歴史の一頁に刻まれている。

現在、中国では、民法典の編纂作業が行なわれている。今日では、清朝末期にあったような、日本の法律家を招聘して『大清民律草案』を起草してもらう、という必要はない。しかし、同じく大陸法系に属する日本法のフランス法、ドイツ法の継受、英米法の受容等は、いずれも現在進行中の中国民法典編纂に対して有益な経験を提供している。比較法研究所から、民事立法に関係する「日本法叢書」が出版されるとすれば、それは大勢の日本の法律家を中国へ派遣したと同じ程度の、非常に大きな役割を果たすことになるのではあるまいか。

私は『法学叢書』出版事業の参加者の一人として、ここに私個人と早稲田大

学との縁を記すとともに、比較法研究所の中日法律文化交流への功績を高く評価し、今後の早稲田大学比較法研究所の中国民法典編纂へのご協力を心より期待するものである。

(中国社会科学院法学研究所副研究員)

『早稲田大学・日本法学叢書』中国での出版について

馬 驥聡

『環境法』校閲者

『早稲田大学・日本法学叢書』の中国での出版は、中日法学交流にとって重要な成果であるといわなければならないと思う。諸分野を含む10巻の法学名著の中国語への翻訳および出版は、中国の多数の読者たちに、日本の法整備の実態と法学研究の成果を知らせ、日本の成功の経験を学ばせ、参考にさせることに対して紛れもなくきわめて大きな意義を有していることである。私はこの叢書の出版について中国の法学研究者の一人として、大変嬉しく思っている。早稲田大学比較法研究所の諸責任者・教授の多大なご努力に対して心より感謝の意を捧げたいと存じている。

環境汚染と生態系の破壊は、現代人類が直面している深刻な問題である。環境の保護と改善は、国際社会と世界各国が取り組むべき共通の課題である。環境法制は、世界諸国でよく使われている環境保護の有効手段であるが、日本は早期に法律をもって環境保護の問題に取り組み、多大な成功を収めたので、豊富な経験を積んできた。原田尚彦教授の『環境法』の中では、日本が公害防止、環境保護のために導入した法律措置、制度、理論および経験などが克明に論述されていた。著者は環境法の公共立法という特徴を正確に指摘したうえで、行政法の視点から日本の環境法制の分析にアプローチした。これにより、関係制度の論点が鮮明に浮かび上がった。原田教授の下記の論点はきわめて重要であると考えている。すなわち、環境対策の目的は公害防止だけにあるのではなく、貴重な自然資源の保護と管理にもある。環境対策は市場メカニズムを利用するばかりでなく、公衆の積極的な参加を前提とし、行政の主導的役割を発揮すべきだということである。原田教授の上記の主張は、中国の環境法の指導方針および中国人環境法学者が常に強調している論点と一致している。原田教授の主張を受け、環境法の領域においては、国を問わず外国から学ぶことは重要であり、学術交流は大に行う必要があると考えている。改革開放以来、われわれは日本から多くの価値のあるものを学んだとつくづく感じている。

1980年代末頃から1990年代初頭にかけて、国際社会が持続可能な発展に対して共同認識を形成した。この考えのもとで、環境法が新たな発展を成し遂げた。日本も1993年に環境基本法を制定し、その後、環境影響評価法とその他の一連の法律を作り、環境法の更なる発展を促進した。持続可能な発展という社会を建設する過程においては、日本は環境汚染と生態系破壊の科学的予防の重視、リサイクル（再生）経済の推進、環境保護の総合政策と措置の導入などに重きを置いている。私は中日環境法領域の学术交流と相互協力をさらに発展させ、早稲田大学比較法研究所が今後、新しい内容を有する高度な日本環境法の著書を中国人読者に紹介して下さるよう期待している。われわれが手を携えて人類の共同の家——地球——の環境保護のために新たに貢献することを祈念している。最後に、早稲田大学比較法研究所のますますのご繁栄、ご発展を心より祈念し、また、中日両国国民の末永い友情の発展を祈念している。

（中国社会科学院法学研究所教授）

〔原文は中国語〕

刑事訴訟法教科書の中国語訳について

田口 守一

『刑事訴訟法』原著者

拙著『刑事訴訟法』の翻訳作業については、幸運なことに、早稲田大学に留学中の2人の若手研究者、劉迪氏と張凌氏がその大部分を担当して下さいました。お二人は、文章の意味が明らかでない部分について何度も私の研究室を訪問し、その日本語の直接的な意味のみならず、その理論的な意味についても多くの質問をされた。私には中国語訳が正確なものかどうかについて判断する能力はないが、お二人の質問内容から彼らが私の書物を非常によく理解してくれたと感じたことから推測すると、今回の中国語訳については、望みうる最高の翻訳がなされたものと考えている。

本訳書の出版後、しばらくして、中国法を専門とする教授から、本訳書を引用した中国のいくつかの論文が現れているとのご教示をいただいた。それらは、いろいろな分野に及んでおり、検察官制度に関する論文（「中外法学」）、証拠法に関する論文（「中国法学」）あるいは事実認定に関する論文（「現代法学」）などであった。これらの論文を拝見すると、イギリス法、アメリカ法、ドイツ法の文献と並んで日本法の文献として本訳書が引用されており、大変光栄に思ったことである。厳密なことは分からないが、日本の刑事訴訟法のテキストが正式に中国語に翻訳されたのは本訳書が初めてと聞いている。そのようなことから、日本法を紹介する中国語文献として利用されているのであろう。ただ、拙著に、日本法を正確に外国に紹介する資格があるかどうかについては、当然のことながら、私には不安がある。そもそも、本書を執筆するに当たっては、とりわけ司法試験の受験者が多い早稲田大学の学生諸君を念頭において、できる限り日本の現行刑事訴訟制度、判例および学説の客観的な紹介に努めたつもりではある。しかし、他方で、体系書というものは、著者の考える理論的基礎の上に構築されるものであるから、このような理論的基礎の部分はいうまでもなく、客観的な資料であっても、著者の理論的基礎に従った整理がなされていることはいうまでもない。したがって、客観的情報の部分はおそらく

正確に伝達できると思うが、理論的な部分については、私見の伝達となることは避けられない。そして、私見は当然のことながら日本の通説あるいは日本を代表する学説であるわけではないので、その点で中国の読者が賢明なる読み方をしてくれることを期待しているわけである。

この点、上記の中国のいくつかの論文を拝見した限りでは、いわゆる「客観的情報」の引用が比較的多いようなので多少安心はしているが、いわゆる「私見」に属する部分の引用も無いわけではないようなので、いささかの緊張も感じているところである。ただ、中国の法事情と日本のそれとは以前は別世界のような違いがあったが、最近では両国の法制度もまた法理論すらも以前とは比較にならない程接近してきているように思われる。私のいわゆる「私見」の多くは差し当たりは日本でしか通用しない議論であろうと思うが、将来、中国の人達とこれらの「私見」についても議論のできる日が到来することを夢みているところである。

いずれにせよ、『早稲田大学・日本法学叢書』として播かれた種は着実に彼の地で芽を出していくであろう。その一粒となることができれば、本当に望外の幸せであり、このような企画に参加の機会を与えて下さった大須賀明教授、酒巻俊雄教授および野村稔教授という歴代の比較法研究所所長にこの機会に深甚の謝意を表する次第である。

(法学部教授・比較法研究所研究員)

『日本法学叢書』の完結によせて

田山 輝明

『物権法』原著者

誰であったか、明確には覚えていないが、「日本で研究者になった以上、西洋の古典を一生に一冊でいいから翻訳すべきだ」と言った人がいた。これは、異文化を日本語で理解し、日本国民に普及させるという考え方に基づくものである。このような考え方を前提として、日本では大学を含めて、教育が日本語でなされてきたと考えてよいのではないだろうか。だからこそ、一般国民が最高の文化に接することができ、社会全体が今日の繁栄を見ることができたのではないか。

確かに、国際化の時代を迎えて、国際語としての英語の重要性はますます高まっている。そして日本の文化を広く国際的に認識して貰うためには英語による表現が最も効果的であることも確かである。しかしながら、法を含む日本独自の文化を創造するためには、日本語による思考が不可欠である。外国語はその完成したものを伝達する手段にすぎない。そして、できるだけ多くの人がそのような手段を有することが望ましい。バイリンガルでもない私がこのようなことを言っても余り説得力がないかも知れないが、約40年、ドイツ法の研究に携わってきて、最近しみじみ感ずるのである。

Rechtという言葉をも、法と訳すのか、権利と訳すのか、辞書のレベルではもちろん両方とも可能である。日本語では、法と権利とは全く違う言葉であるが、それぞれに一定の意味を持たせてみると、一つの表現手段（言葉）で表すことが可能となる。例えば、R. v. イューリングの「権利のための闘争」中のRechtは、いずれの意味にもとれる場合が多い。それは、権利は闘いとるものであり、最終的には法によって承認させることが予定されているからであろう。ここでは、闘いとる対象は権利であると同時に法でもある。ドイツ人は一般に権利意識が強いと言われる。イューリングがこれを彼なりに理論化したと考えて、その著書の内容を考察してみると、Rechtの使い方も理解できるような気がする。

また、民法典は権利の体系であるともいわれる。ここでも、法の内容が権利の体系であるという関係が成り立っている。しかし、ドイツ語では、民法典の「法」はGesetzであり、Rechtは出てこない。Gesetzは、日本語の法律、Gesetzbuchは、日本語の法典に相当する言葉である。こうした概念的な整理をしながら、さらにRechtという概念について考える必要があるであり、また楽しくもあるのである。

比較法研究所は、異文化間の法文化を比較研究することを任務としている。大学が研究機関でもある以上、そしてそこに法学部が存在する以上、国民に対する社会的責任から考えても、比較法研究所は不可欠の機関である。

比較法研究所が創立40周年記念事業として、『日本法学叢書』を企画し、中国語への翻訳叢書を出版したことは、アジアを重視すべき国際環境の下で、誠に適切であったと思われる。中国側にとっても、かつて日本法を経由してヨーロッパ法を受け入れ、その後ソビエト法の強い影響下にあったとはいえ、今再び市場経済を前提とした法を必要としている時期であるだけに、相当な意味を持ちうるのではないだろうか。

私の著書『物権法』（弘文堂）を叢書の一つに加えて頂いたことは、私にとっては誠に光栄であり、企画当時の大須賀明比研所長、出版当時の野村稔所長初め、関係の皆様に感謝申し上げると共に、監訳の労をお取り頂いた沈国明先生、翻訳者の陸慶勝先生にも改めて感謝申し上げたい。

比較法研究所が、今後とも単なる外国法研究ではなく、日本法との関連を重視しつつ、研究プロジェクトを推進していくことを希望して、『日本法学叢書・総括』への寄稿としたい。

（法学部教授・比較法研究所研究員）

『刑法総論』の翻訳について

法学博士 全 理其

『刑法総論』翻訳者

『早稲田大学・日本法学叢書』中国語版は中国で名高い「法律出版社」により出版されました。この中国語版の訳者の一人として、私はこのことを非常にうれしく思います。

1997年の末、元早稲田大学比較法研究所所長の大須賀明教授は北京の四川飯店で数人の学者を集めて『早稲田大学・日本法学叢書』の中国語版の出版計画を説明し、参加者の賛同を得ました。私は今もその時の大須賀明教授の言葉を覚えています。教授は、「この叢書は、一流の作者、一流の訳者、一流の監訳者、一流の出版社により完成され、しかも有名な専門家・学者により編集されることを望んでいます。」と言われました。これに対して、みんなは大いに賛成しました。しかし、その時私は一つの提言をしました。すなわち、異なる学術観点などにより、翻訳および監訳の過程において、不都合な問題が出てくるかもしれないし、そのため、翻訳の順調な進行に影響し、場合によっては訳者の尊厳にも影響するかもしれないと思います。そこで、私は、「翻訳原稿の監訳者を訳者自ら選ぶべきだ。」と主張しました。このような理不尽な要求に対して、大須賀明教授は直ちに理解を示し同意されました（翻訳者として同教授の寛大な胸懷に感謝の念でいっぱいです）。そこで、私はその叢書の一冊の翻訳を担当することを快く承諾しました。その後、私の恩師、有名な西南政法大学法学部教授鄧又天先生に監訳を頼みました。

その後、早稲田大学比較法研究所は、私に早稲田大学教授・法学博士野村稔先生の著作、『刑法総論』を翻訳することを指定し、私は1998年初めに翻訳を始めました。その後、公務が多忙なため、翻訳は計画通り完成することができなくなり、出版計画を遅らせないため、私は早稲田大学比較法研究所の同意を得て、何力博士に翻訳の一部を分担するようお願いしました。

西欧大陸の刑法理論と同様に、日本刑法は客観主義の刑法理論と主観主義の刑法理論の論争過程を経験しました。第二次世界大戦後、日本の刑法理論は新

旧二派の刑法理論の対立から、できるだけ二派の合理的なところを探し出し、それによって新旧二派の論争を止揚する動きがありました。野村教授の『刑法総論』は、まさにこの理論の発展に順応していました。野村教授の『刑法総論』の理論の基礎は刑法規範の動態論です。この理論によって、法益を保護するために、法益の置かれる状況により、また法益に対する侵害実現の過程に応じて、その様相と機能が動的に変化します。この本において、著者はこの観点に基づいて、行為無価値論と結果無価値論との対立を止揚する立場から、刑法理論の中に存在する論争の重要な問題について、関連する主要な学説と判例の見解を詳しく整理、分析した上で、同時に自分の観点を述べています。そのため、『刑法総論』の出版は、中国の読者が日本刑法理論を理解する上で非常に有益であると思います。同時に、野村教授がかつて国際的に高い名声を有するマックス・プランク外国・国際刑法研究所に留学したこともあって、ドイツの刑法理論についても深い造詣があります。そのため、この本を通じて、中国の読者はある程度ドイツの刑法理論を知ることができます。

中国と日本の間では、法文化交流の歴史が長く、隋唐以後の中国の法律制度は日本の法律制度に対して巨大な影響を与えました。刑法についても、明治維新までに、日本で施行したのは律令制を基礎とする法制度でした。そのため、中国の古代刑法は日本の刑法に対して大きな影響を及ぼしたと言えます。しかし、明治維新以後、日本は西欧法の強い影響を受け、西欧大陸法を見本にして近代の法典を制定しました。刑法においても、日本はフランスの刑法典を見本とすることから始めて、続いてドイツの刑法典を見本として刑法典を制定しました。同時に、西欧の近代刑法理論は日本に伝わり、幾世代の法学者の努力を通じて、今日の日本刑法学を形成しました。

一方、清朝末期の時代に、日本刑法は中国刑法に対して影響を与えました。清政府が刑法草案を制定した際、岡田朝太郎博士など日本の法学者は清政府の法律顧問として大いに活躍しました。それ以来、中国の刑法学者は主に日本を通じて、西欧大陸法の刑法理論を吸収しました。しかし、第二次世界大戦と中華人民共和国創立前後の数十年間、周知の原因により、中日の間の法学交流はほぼ中断状態にありました。中国が改革・開放政策を実行した後、中日の間の法学交流は再開し始めました。1980年代初めから、多くの日本人刑法学者の著作を含む日本法の専門書が中国に紹介されました。特に、ここ数年来、中日の間の法学交流は日ごとに頻繁になりました。両国間の学者の交流だけではなく、日本と中国では多くの中国法と日本法に関する書籍が出版されました。ま

た、中国の刑事法の制定、司法実務および刑事法理論の研究において、日本の刑法は最も重要な参考資料になりました。

この本の翻訳にあたって、私達は厳格に原著を忠実に行うことを原則としました。原著の観点と内容を変えることなく、解説が必要と思われる時に訳者注を付けました。また、この本の中での大量の専門用語について、私達はできるだけ比較的通用している訳語を採用しました。ただ、訳者が必要と思う訳語については、訳者注により説明を加えました。例えば、裁判所の翻訳についても、日本の裁判所は中国の「法院」に相当します。そのため中国語の訳著の中では、そのまま「裁判所」を使う場合もあり、また「法院」と翻訳する場合があります。しかし、日本の最高裁判所に「大審院」の名称を使ったこともありましたが、それ以外では、多くの資料において「裁判」の語を使用しています。例えば「最高裁判所裁判集刑事、裁判所時報」など、翻訳の場合混乱すると思われます。略称についても、例えば、「高裁、地裁、簡裁、家裁」などを、「高審、地審、簡審、家審」に訳することも適当ではないと思われます。そのため、私はこの訳著の中で、関連する名称は一般的に「裁判」の原文の漢字を使用し、ただ本来の意味に影響しない場合、本文の叙述の中で「審判」と訳すことを決めました。また、例えば、「該当性」の翻訳に関して、「該当性」は中国語の「相当性」にも翻訳することができますが、適切でないと思います。「該当」の用語は中国語で以前使った「何の罪に該当する」の意味と同じだと思いますが、しかし現在、中国刑法理論の中ですでに使われていないので、日本語の漢字のとおり「該当性」の用語を使用し、説明を与えました。それらの工夫によって読者が正しく日本の刑法理論を理解できるように努力しました。

本書の翻訳をふりかえると、当時、私のコンピューターが日本語のOSでしたため、中国語の入力スピードは手書きより遅く、本当に苦勞したと思います。それにしても、きれいに出来上がった『刑法総論』を見て、再び著者の思想を味わって、新しい視点から訳文を読むと、少々満足しました。特に、私は去年の夏休みに帰国して旅行した時、北京、成都、重慶などの本屋で多くの人々が『刑法総論』および叢書のその他の著作を買うのを見た時、喜びを感じました。しかし、『刑法総論』の翻訳は非常に難しく、その上、訳者の能力も不足するため、訳文には誤りと適当でない箇所も少なくないと存じます。翻訳者としては、著者の野村稔教授および中国語版の読者のご理解をお願いし、ご批判を甘受する共に、将来の訂正の機会を待ちたいと思います。

(大阪学院大学助教授)

『刑法総論』の中国語訳を読んで

鄧 又天

『刑法総論』校閲者

『早稲田大学日本法学叢書・刑法総論』（野村稔著、全理其訳）の中国語訳に対して校閲をさせていただきましたが、『日本法学叢書』10巻の出版計画の完遂および出版記念会の開催に対して心よりお祝いを申し上げたいと存じます。中国において、この叢書が日本法を普及させることに対して大きな役割を果たすことを期待しております。

『刑法総論』の内容は大変すばらしく、また翻訳はよくできています。内容からいえば体系がよく整えてあり、論理は整然としています。論点が明確で、文脈も流暢で読みやすいです。学術性が充実しており、内容は深く、広く論じられています。日本の刑法条文と司法の実際との関係についての論述は、極めて精確、かつ理解しやすく、説得力に富んでいます。たとえば、死刑、無期懲役に関する論述では、一部の学説に関する見解、旧刑法の改正過程に関する記述などは、客観的であり、資料も充実しており、説得力があります。論点および論拠が確実であります。著者個人の見解と司法の実際との両方が紹介されており、実用性も理論性、学術性も揃えている有り難い著書であると考えております。

（西南政法大学法学部教授）

〔原文は中国語〕

『証券取引法』随想

大武 泰南

『証券取引法読本』原著者

2, 3年前, 中国から来た大学院の留学生達と一緒に, 上海の金融・証券制度の実態を調べに行ったことがあったが, それまで想像していた以上に中国の証券市場が長足の発展をしているのに瞠目した。

周知のように, 中国は政治的には共産主義だが, 1981年に, 国家資金を円滑に調達するため, 国庫券を発行したのを皮切りに, 1990年には上海証券取引所が, また1991年には深圳証券取引所^{シンセン}が開設され, 更に翌年の1992年の共産党大会で「社会主義市場経済」の導入が決議されたことで, 経済・金融面では資本主義的手法が取り入れられることとなり, 現在それにそった努力が営々と続けられている(2001年末の上場企業は1,154社, 時価総額は約65兆円に達している)。それだけではない。2001年にはWTO (World Trade Organization世界貿易機関) に加盟したことによって, 国際的な証券市場参入への第一歩を踏み出したのである(5年後には外為規制の撤廃が予定されている)。

このように, 中国は着々と所期の目的に向けての経済・金融体制が進みつつあるように見える。しかし, 問題は社会主義市場経済という建前の下で急速に拡大された証券市場であることから, その過程でいろいろな難問に当面するであろうことは容易に想像される。

その中の1つが証券法制である。勿論, この問題は独り中国だけでなく, 日本, 米国, EU諸国等の経済先進国もその例に洩れず, 特に最近のように, 社会情勢が急速に大きく変動してくると, 勢いこれを規制する法律は実際の動きを無視できず, 動きを後追いする形にならざるを得ないが, この場合このような急激な変化に如何に適切に対処していくべきかが重要な問題となる。

日本でも最近商法, 証券取引法の立法が, これまでの立法方式である内閣立法とともに, これまでなかった議員立法によって, 目まぐるしく改正されているのもその1つの表われといえる。この点中国は, とりわけ政治体制と経済体制とが異なる上, 上述したような国際化を含む大きな変化の中でどのような法制

度を確立するのは、資本主義国にはない特殊の問題もあるだけにその苦労は一方ではないと思われる。

もっとも、立法関係者の並々でない盡力で、1994年に、株式会社制度については「中国人民共和国公司法」が、証券関係法については、1997年に「証券交易所管理弁法」、1999年に「中国人民共和国証券法」等が定められた。そして国際的には外国人投資家が売買できる株式（B株）について、公司法に基き1996年に施行された「中国国内に上場する株式会社の外資株に関する規定」により、株券の発行、取引に関する詳細な仕法が定められている（2001年にはB株を国内投資家が売買できることになり、更に外為規制が撤廃された後にはB株と国内株式のA株との完全統合が予定されている）。

しかし、上記の諸法の綿密な検討、研究もしないで言うのは無責任の誇りを免れないが、以前私が勤務していた東京証券取引所における経験からみて、証券取引に関する法制度の構築には、利害関係の調整等多くの困難が伴うが、これは中国でも例外ではないと思われる。もっとも中国は証券市場の歴史の長い日本と違って、既存の権益が少ないという利点はあるにしても、今後中国がこのような困難をどのように克服して、適正な証券法制度を確立していくのか、刮目して見守りたい。その場合、WTOに加盟した中国にとって肝要なことは、他の加盟国の法制度を十分に咀嚼検討して、自国の特質を生かしながら、他の加盟国とも協調できる法制度にすることが是非共必要であろう。そのような意味から、早稲田大学比較法研究所が記念事業として企画された、中国と日本との比較法の1つとして、河本一郎先生と共著の『証券取引法読本』が選ばれたことは誠に光栄であり、本書がそのための細やかな一助ともなれば望外の幸である。

（元摂南大学教授）

中日間の法学文化の交流のために微力を捧げたい

侯 水平

『証券取引法読本』翻訳者

『早稲田大学・日本法学叢書』（中国語版10巻）の出版が成功裏に終了したことを伺って、訳者の一人として大変嬉しく思う。

河本一郎、大武泰南、二先生の著書『証券取引法読本』（第3版）の翻訳を引き受けたのは1998年の始めごろであった。その時、授業やその他の研究を持っていたので、時間どおりに原稿を提出するために、一時、毎日のように午前2、3時まで翻訳し続けていた。原稿は時間どおりに日本に郵送したが、日本の証券取引法の改正によって、原著者は改正した証券取引法に基づき原書に対して大幅な改訂を行ったと後で教えられた。比較法研究所から、第4版に基づいて翻訳し直してほしいという連絡が入ったが、また多大な労力が必要であると知りながら同意した。なぜなら、これは、野村先生をはじめとする皆さんが日本の新しい証券取引法およびそれに関する最新の研究を中国に紹介したい気持であり、私自身も同じ気持であるからであった。2000年に提供された第4版に基づいて改訂版を翻訳し直した。恐らく他の巻の企画、翻訳、出版に携わる方も私と同様の気持をもってやっているであろう。私達が真剣な態度をもって共同で努力することによって叢書の質が確保され、広く愛読されるようになっている。

長い歴史の過程において、中日両国民の間の文化の交流、学びあいは途絶えたことはなかった。今日の経済グローバル化の流れと共に、世界各国の経済、文化の相互交流、相互影響は一層強化された。このためわれわれはいかなる時代よりも更なる相互理解、相互学習が必要とされている。様々な理由で、中国の法制近代化建設、とりわけ市場経済に関する法整備のスタートは遅かった。中国政府は「法をもって国を治める」ことを基本的な治国方針とし、法制度の各分野の整備に力を入れているが、この過程においては世界各国の法整備の経験を学び吸収することが不可欠である。この叢書の出版は、中国の読者の日本法への理解に役に立つばかりでなく、中国の法学研究と法整備の促進に対して

も役に立つと考えている。

中日間の法学文化の交流のために微力を捧げることができたことを嬉しく思う。

(四川省社会科学院院長・教授)

[原文は中国語]

早稲田大学・日本法学叢書

中村 英郎

『新民事訴訟法講義』原著者

早稲田大学は、明治時代、他の大学が中国の留学生に目を向けなかった頃「清国留学生部」を設けており、またその後も中国からの留学生を厚遇してきた。中国に早稲田大学の卒業生が多く、また早稲田ファンが多いのもこの故である。このたび早稲田大学比較法研究所が、中国の読者に向けた『早稲田大学・日本法学叢書』を公刊したことはまことに喜ばしい。そしてその一冊として私の『新民事訴訟法講義』が取り上げられたことを感謝している。しかし早稲田大学という看板をかかげながら早稲田とは関係のない著作がこの叢書に加えられているのは大いに気になる。早稲田の卒業生はこれをどう思うだろうか。早稲田には人がいないと思うのではないだろうか。早稲田は多士済済であり、その著書論文には中国に紹介して然るべきものが数多くある。それを中心として叢書を編むべきではなかったか。どのような方針でこの叢書を編んだのか、外部の者には知るよしもないが、この叢書の編集には大きな疑問を感じている。

中国における日本法研究は、われわれが想像する以上熱心に行われまた徹底している。中国の研究者の多くは、それぞれの分野で過去から現在に至る日本の学説の状況を日本の若手研究者以上に把握しているといっても過言ではなかろう。ところで中国の研究者が日本法を研究するのにあたり、日本における多数説の研究から始めるのは当然のことである。しかし注意しなければならないのは、日本の多数説は良くも悪くも東京大学系統のものが多くということである。中国の日本法研究者はすでに日本の多数説を理解しているといって良いだろう。それとは違った早稲田の学説を紹介してこそ早稲田大学が世に問う叢書の意義があるというべきである。

民事訴訟法の分野では、東京大学の兼子・三ヶ月の系統を引く学説が日本の多数説ということになろう。しかしその考え方が正しいかは大いに疑わしい。私は民事訴訟法を歴史的視点から研究し、民事訴訟法には規範出発型のローマ

法系（大陸法系）のものと事実出発型のゲルマン法系（英米法系）のものと二つがあることを論証し、そこから出発して民事訴訟の基本問題を考えるべきことを提唱している。民事訴訟制度の目的について、戦前、兼子は、当時ナチズムの影響のもと有力に説かれた学説、「民事訴訟制度の目的は国家の法秩序を維持するためにある」とする見解（法秩序維持説）をとり、「当事者の権利を保護するためにある」（権利保護説）とする伝統的見解を否定した。しかし、戦後民主主義の時代にそれを維持することはできず、兼子はやむなく当時アメリカの民事訴訟法の教科書に載っていた「民事訴訟制度の目的は紛争を解決するためにある」（紛争解決説）とする見解に乗りかえた。この見解はしかし事実出発型のアメリカ法の考え方であり規範出発型の大陸法系に属する日本の民事訴訟理論としては誤りである（この問題については、中村・新民事訴訟法講義20頁以下参照）。にもかかわらず紛争解決説が戦後の日本を席卷したのは、学者のこの問題についての研究不足もさることながら幻としての東京大学の権威が作用したものというべきだろう。民事訴訟制度を史的に捉え紛争解決説を否定する私の考えは、日本では異端の学説となっている。時にこれを紹介する記事があってもこれを論評する者はいない。私の見解を否定するのは難しいだろう。反対にもし私の考え方を認めれば、それは多数説である兼子・三ヶ月説を否定することになる。それも評者にとっては具合が悪いだろう。

東京大学の幻の権威は、しかし幸いにして日本国内に限られ中国にまで及んでいない。私の見解を正当に理解し、それに賛成してくれたのは中国の研究者、今回の叢書刊行にあたり私の著書を中国語に翻訳してくれた西南政法大学の陳剛教授であった。同教授は以前より私の理論を研究し「日本中村民事訴訟理論之研究」（西南政法大学学報2000/2）を著わしている。その中で陳教授は「兼子教授とその門下生の学説を研究しただけでは、日本の民事訴訟理論の全貌を明らかにしたことになる。そればかりでなく、中国の民事訴訟理論構築にとって不利益である」として私の理論を検討し、それにより自説を展開している。

西南政法大学は中国における法律重点校の一つであり、陳教授の見解の影響力も大きい。中国では中村理論が既に三分の一を占めているということである。日本において異端とされた学説がここで正当に評価されているのはまことに嬉しい。比較法研究所のこの叢書の刊行を機会として、早稲田の理論が、中国でさらに多くの人により正当に評価されることを期待している。

（名誉教授、元法学部教授・比較法研究所研究員）

中村英郎先生と私

法学博士 陳 剛

『新民事訴訟法講義』翻訳者

私の心の中で、中村英郎先生は尊敬すべき学界の大先輩であるばかりでなく、優しき親切的な学術貴族でもあります。先生は遠方にもかかわらず奥様と一緒に私が当時在職していた西南政法大学を学術訪問してくださり、その時、先生は我が大学一同にこのような印象を残してくださいました。

中村英郎先生と知り合うようになったのは「中村民事訴訟理論」のおかげです。この理論は人々に「事実から出発する訴訟型」と「規範から出発する訴訟型」という訴訟法学の方法を連想させます。中村先生との初対面は1998年夏ごろであります。当日の午前、東京は小雨が降ったばかりで、早稲田南町43番地にある比較民事法研究所は非常に快適な雰囲気にはなっていました。その後、東京を訪れるたびに私は必ずこの「中村民事訴訟理論」の大本営にお邪魔しています。ここは私のメッカです。

私が「中村民事訴訟理論」を勉強し始めたのは1995年の春からであります。当時、私は博士課程在学中でありました。その後、中村先生の民事訴訟理論は私に影響を与えました。また私を通して私の教え子に影響を与えました。さらに中国民事訴訟法学界に大いに注目されました。今日まで私と教え子の翻訳または紹介を通して「中村民事訴訟理論」の中国語訳の著書の種類は確実に増え、相当な量に達しています。このために中国に講義に来られた中村先生は、早稲田大学の教室に身を置くような感じさえ覚えられたのであります。

私の翻訳または紹介した「中村民事訴訟理論」の文献の中で、最も代表的な著書は『早稲田大学・日本法学叢書』に選ばれた『新民事訴訟法講義』であります。正直に申し上げますと、この著書の翻訳は非常に光栄でありますとともに、必然的なことでもあります。早稲田大学比較法研究所と中村先生のご信頼を受け、私は極めて幸運なことに『新民事訴訟法講義』の翻訳者として選ばれました。このことにより、私の最も代表的な「中村民事訴訟理論」の著書の翻訳計画を繰り上げて実現させました。一方、『新民事訴訟法講義』の翻訳と私

の予定していた翻訳計画と時間的にぶつかりました。なぜなら私が選んだのは中村先生の『民事訴訟法』（成文堂昭和62年初版）であり、『新民事訴訟法講義』ではありませんでした。中村先生の業績についての理解から申しますと、『新民事訴訟法講義』は日本人学生を対象とする教科書であります。そのうえ中村先生が執筆された多数の民事訴訟法の教科書のなかで、この本は最も簡潔なものであります。このため下記の問題が生じてしまいました。

日本人学生は中村先生またはその門下の日本人の先生の授業を通して『中村民事訴訟法講義』の真義を勉強できますが、中国人学生は日本人学生と同等の機会をなかなか得ることができません（私は例外です）。「中村民事訴訟理論」を全面的、かつ系統的に紹介することは私の生涯の学術活動の重要な一部分であります。ドイツ語と日本語に基づき中国語訳の『訴訟法学方法論—中村民事訴訟理論精要』を今年中に完成させる予定であります。私はこの論文集の出版を通して中国人学生と専門家に「中村民事訴訟理論」の理解を深めさせたい所存であります。

現在の中国民事訴訟法学界においては、中村英郎および「中村民事訴訟理論」はよく使われている用語となりました。近代中国の民事訴訟法は、その成立と発展の途上においてはドイツ法、日本法とソビエト法の影響を相次いで受け入れました。改革開放後には、またアメリカ法の影響を受けました。いかに融合された法環境のもとで最も中国の社会条件に合致する民事訴訟法制を樹立させるかは、中国人学者の共通の関心事であります。方法論から中国の民事訴訟法制問題を分析する場合は、「中村民事訴訟理論」は間違いなく今日までわれわれが活用できる最もよい方法論であります。

『新民事訴訟法講義』の中国語訳は、早稲田大学比較法研究所の多大な支援を受けました。2000年の春、私は東京での学術交流の機会を利用して、中村先生を通して比較法研究所に野村所長をお訪ねしました。野村教授は『新民事訴訟法講義』の中国語訳を非常に重要視され、「中村先生の大作はお願いします。ぜひ出版の時期と質を約束通りに進めてください」と言われました。当時私は思わず「野村先生、ご安心ください。私は必ず約束したとおりにこの作業を仕上げます。そうでなければ私のしりをたたいてください（責任追及の意）」と答えました。当時、これは冗談半分で話したのでありますが、中村先生の大作の翻訳に対しての自信を持つ表現でもありました。

『新民事訴訟法講義』を翻訳する以前に、私の講義または論文の中においては、既に「中村民事訴訟理論」の影響がみられます。中村先生が中国に來ら

れ、中国人学生に講演されたとき（タイトルは「民事訴訟制度の目的論」）、私は講演に先立ち私と「中村民事訴訟理論」との関係を学生に話しました。それについて中村先生は次のような好意的なコメントをなさいました。私はこの引用をもってこの小文を締めくくらせていただきたいと思います。

「私は中国語がよくわかりませんが、陳先生がさきほど話されたコピーという言葉聞いて話の内容が分かりました。私からみれば、コピーは、ある時は、本物よりすばらしいです」。

中村先生のご健勝を心よりお祈りいたします。

（湘潭大学法学院教授）

〔原文は中国語〕

回顧と展望 『早稲田大学・日本法学叢書』の中国での出版を祝する

賈 京平
総編集長

中日両国の文化は歴史が長く、相互に学びあい、影響しあうことによって、友好関係が結ばれ、経済、文化の発展と繁栄を促進した。

清朝末期、中国の法学家・沈家本が日本の法律著書の導入に努めていたが、張元済が主宰していた商務印書館および一部の日本留学経験者も日本の法律著書の導入に力を尽くした。その間、300種類の日本の法学関係の著作物が中国語に翻訳された。

2001年9月に、早稲田大学比較法研究所が企画、資金援助をした『早稲田大学・日本法学叢書』（10巻）の出版記念会が北京で開催された。中日双方の有名な法学専門家、法律出版社および100名あまりの中国の大学教員、学生などが出席した。

『早稲田大学・日本法学叢書』（10巻）を中国で出版したということは、1980年代に始まった中国改革開放以来の最大規模の日本法学専門著書の紹介である。

ここ3年間の過程を振り返ってみると、10巻の版權交渉、翻訳者の選定、出版交渉、翻訳、編集および出版の全過程は、いずれも中日法学界、出版界の人々の努力によって完成されたものである。

1997年、本叢書の提案者、日本の著名な学者である大須賀明先生は、先見の明をもって本叢書の計画を始めた。企画の立案、出版物の選択、翻訳者との意思疎通、出版の交渉と協定の署名などは、いずれも大須賀先生の心血が注がれている。ここ数年、日本法学界との頻繁な交流を通して、日本の一流学者の活動は各自の研究領域にとどまらず、交流と普及にも手を広げたということも分かった。さらに研究活動自体は日本国内にとどまらず、アジア全体に広がるようになったということも分かった。この点では中国学者の学ぶべきところである。

本叢書の出版完遂まで3年間が経過し、この間、比較法研究所長は3人交替した。しかし職務交替で叢書出版を遅らせたことはなかった。大須賀先生の後継者である酒巻俊雄先生は、全10巻の出版のため心血を注ぎ尽くされ、叢書の原著者の一人である現所長・野村稔先生はみずから北京を訪れられ叢書の出版記念会を主催された。2000年、私どもが日本訪問した時、野村先生の親切な歓待を受けた。

本叢書の実際的な事務を担当された早稲田大学比較法研究所の白井由美氏は10巻の叢書の出版のために数多くの書類を処理され、謹厳な勤務精神はわれわれに深い印象を残してくださった。

特に申し上げなければならないのは大須賀先生について勉強している在日中国人学者・林浩氏が、当初から本叢書の進行状況に対して関心を寄せてくださり、また翻訳にも参加されたことである。たとえその後、都合により叢書出版への直接参加から退かれてもボランティアとして参加してくださり、本叢書出版のため多くのよい提言と助力をくださった。

早稲田大学の劉迪氏は、林浩氏の後を受け継ぎ、双方の交流のため、すばらしい翻訳をしてくださった。

叢書出版のおかげで、われわれは多くの中日両国の法律交流に携わる中国の若手学者と知り合うようになった。彼らの中日両国の言語に対する優れた理解によって叢書の翻訳がスムーズに進展し、中国の法律学者に受け入れられるようになった。今回の相互協力のおかげで、法律出版社は数多くの貴重な著者や協力パートナーと接する機会を得て、彼らとの関係を深めるようになった。今後、相互協力の範囲はさらに拡大するであろう。これは弊社が当プロジェクトから得たもう一つの収穫ともいえる。

日本は明治維新から西洋の進んだ思想と文化を学び、日本の政治と経済を促進した。同様に、改革開放期の中国は、先進国家の法学理論と法律制度を導入する場合、日本と同様の道を辿らなければならない。法律文化の導入と勉強は、図書というメディアを通して実現することが尤も現実的であると考えている。

中国最大の法律専門の出版社として、法律出版社は自身の企業行動を完遂すると同時に一段高い次元にある責任と義務を有している。これは中国の法整備のため先進国家の先進の法律制度を導入するということである。これは国家専門出版社としての使命でもある。当然この出版事業は商業化の過程と規則のもとで完成されるが、積極的にパートナーを求め、中日の需要に対応することに

より、われわれの上述の出版理念をさらに具体化することができる。

ここ数年来、われわれは欧米の先進的な法律文化を紹介し出版することに努めている。同様に、隣国である日本の法律文化とその制度の紹介・出版はとりわけ重要な対象である。『早稲田大学・日本法学叢書』の中国での出版のおかげで、当社は日本法の紹介・出版の分野において短期間に多種の本の出版を記録したことを誇っている。われわれは中国各地の法学院の教員・学生から本叢書に対する好評を聞いており、また中国の各大学図書館に早稲田大学比較法研究所が本叢書を寄贈していることから判断して、本叢書が中国の法学界において大きな影響を及ぼしたことは間違いないであろうと信じている。

次回の相互協力の機会を期待している。

(中国北京市 法律出版社社長)

[原文は中国語]

3 『早稲田大学・日本法学叢書』全10巻 および関係者一覧

『早稲田大学・日本法学叢書』全10巻

第1巻 『比較法』(1999年4月刊行)

原著書『比較法講義』大木雅夫著, 東京大学出版会(1992年)

翻訳: 范 愉 中国人民大学教授

校閲: 朱 景文 中国人民大学教授

第2巻 『行政法』(1999年4月刊行)

原著書『行政法Ⅰ(第二版)』(1994年), 『行政法Ⅱ(第二版)』(1994年), 『行政法Ⅲ』(1997年) 塩野宏著, 有斐閣

翻訳: 楊 建順 中国人民大学教授

校閲: 姜 明安 北京大学教授

第3巻 『環境法』(1999年4月刊行)

原著書『環境法(補正版)』原田尚彦著, 弘文堂(1994年)

翻訳: 于 敏 中国社会科学院法学研究所助教授

校閲: 馬 驍聡 中国社会科学院法学研究所教授

第4巻 『担保物権法』(2000年1月刊行)

原著書『担保物権法(新版補正版)』近江幸治著, 弘文堂(1998年)

翻訳: 祝 姪 弁護士(上海)

房 兆融 株式会社 永谷園 勤務

王 衛軍 弁護士(北京)

校閲: 沈 国明 上海社会科学院副院長

李 康民 上海市南市区人民法院院長

第5巻 『刑事訴訟法』(2000年1月刊行)

原著書『刑事訴訟法』田口守一著, 弘文堂(1996年)

翻訳: 穆 津 国家公安部公共安全研究所助教授

張 凌 早稲田大学大学院法学研究科研究員

劉 迪 早稲田大学比較法研究所助手

校閲：卞 建林 中国政法大学教授

第6巻 『生存権論』(2001年3月刊行)

原著書『生存権論』大須賀明著，日本評論社（1984年）

翻訳：林 浩 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程

校閲：呉 新平 中国社会科学院法学研究所教授

第7巻 『物権法（増訂本）』(2001年3月刊行)

原著書『物権法（補正版）』田山輝明著，弘文堂（1995年）

翻訳：陸 慶勝 上海社会科学院法学研究所翻訳編集室主任

校閲：斉 乃寛 上海社会科学院教授

李 康民 上海市南市区人民法院院長

第8巻 『刑法総論』(2001年3月刊行)

原著書『刑法総論（補訂版）』野村稔著，成文堂（1998年）

翻訳：全 理其 大阪学院大学助教授

何 力 復旦大学助教授

校閲：鄧 又天 西南政法大学教授

第9巻 『証券取引法概論（第4版）』(2001年3月刊行)

原著書『証券取引法読本（第4版）』河本一郎，大武泰南著，有斐閣（2000年）

翻訳：侯 水平 四川省社会科学院院長・教授

校閲：陳 永忠 四川省社会科学院教授

第10巻 『新民事訴訟法講義』(2001年3月刊行)

原著書『新民事訴訟法講義』中村英郎著，成文堂（2000年）

翻訳：陳 剛 西南政法大学教授

郭 美松 西南政法大学講師

林 劍鋒 西南政法大学教授

校閲：常 怡 西南政法大学教授

（肩書きは刊行時）

関係者一覧

比較法研究所歴代所長（在任期間）

大須賀 明	（1994年10月1日～1998年9月30日）
酒巻 俊雄	（1998年10月1日～1999年10月15日）
野村 稔	（1999年10月16日～2002年9月30日）

編集委員（日本）7名

大須賀 明	早稲田大学法学部教授
岸 陽子	早稲田大学法学部教授
小口 彦太	早稲田大学法学部教授
酒巻 俊雄	早稲田大学名誉教授
佐藤 篤士	早稲田大学法学部教授
篠塚 昭次	早稲田大学名誉教授
西原 春夫	早稲田大学名誉教授（50音順）

編集委員（中国）6名

王 叔文	清華大学法律系教授
高 銘暄	人民大学法律系教授
呉 志攀	北京大学法律系教授
陳 忠槐	西北大学法律系教授
羅 耀培	中国社会科学院法学研究所教授
劉 海年	中国社会科学院法学研究所教授（50音順）

法律出版社

賈 京平	総編集長
蔣 浩	副編集長

以上

4 『早稲田大学・日本法学叢書』寄贈先一覧

(中国)		
北京市		
1. 中国教育部研究室	20. 北京科技大学	42. 沈阳師範大学
2. 中国教育部図書館	21. 中国農業大学	43. 東北財經大學
3. 全国人民代表大会 常務委員会法律委 員会	22. 北京師範大学	吉林省
4. 国务院弁公庁法制 局	23. 中国青年政治学院	44. 吉林大学
5. 中国司法部	24. 对外經濟貿易大学	45. 延辺大学
6. 中国法学会	25. 中央財經大学	46. 吉林工業大学
7. 中国国際交流協会	26. 北京工商大学	47. 長春光学精密機械 学院
8. 北京大学日本学研 究中心	27. 首都經濟貿易大学	48. 吉林工学院
9. 中国社会科学院日 本研究所	28. 中国人民公安大学	49. 東北師範大学
10. 中国社会科学院法 学研究所	29. 中国政法大学	黑龍江省
11. 北京大学図書館	30. 外交学院	50. 黑龍江大学
12. 北京大学法学部	天津市	51. 齊齊哈爾大学
13. 中国人民大学	31. 南開大学	52. 黑龍江商学院
14. 北京連合大学	32. 天津大学	上海市
15. 清華大学	33. 天津師範大学	53. 復旦大学
16. 北方交通大学	34. 天津商学院	54. 上海大学
17. 北京工業大学	35. 天津財經学院	55. 同濟大学
18. 北京航空航天大学	河北省	56. 上海交通大學
19. 北京理工大学	36. 河北大学	57. 華東師範大学
	山西省	58. 上海財經大学
	37. 山西大学	59. 上海对外貿易学院
	内蒙古自治区	60. 上海社会科学院
	38. 内蒙古大学	61. 華東政法大學
	遼寧省	江蘇省
	39. 遼寧大学	62. 南京大学
	40. 東北大学	63. 蘇州大学
	41. 遼寧師範大学	

- | | | |
|--------------|-------------|-----------------------|
| 64. 東南大学 | 学 | (台湾) |
| 65. 南京師範大学 | 広西壮族自治区 | 1. 国立台湾大学 |
| 66. 南京審計学院 | 89. 広西師範大学 | 2. 国立中山大学 |
| 67. 揚州大学 | 海南省 | 3. 淡江大学 |
| 浙江省 | 90. 海南大学 | 4. 中原大学 |
| 68. 浙江大學 | 四川省 | |
| 69. 浙江師範大学 | 91. 四川大学 | (日本国内) |
| 福建省 | 92. 四川師範大学 | 1. 早稲田大学中央図書館 |
| 70. 厦門大学 | 93. 四川連合大学 | 2. 早稲田大学高田早苗記念研究図書館 |
| 江西省 | 重慶市 | 3. 早稲田大学大学院法学研究科学生読書室 |
| 71. 江西師範大学 | 94. 重慶大学 | 4. 国立国会図書館 |
| 山東省 | 95. 西南師範大学 | 5. 北海道大学 |
| 72. 山東大学 | 96. 西南政法大学 | 6. 東北大学 |
| 73. 青島大学 | 97. 四川外語学院 | 7. 筑波大学 |
| 74. 山東師範大学 | 貴州省 | 8. 東京大学 |
| 河南省 | 98. 貴州大学 | 9. 一橋大学 |
| 75. 河南大学 | 雲南省 | 10. 横浜国立大学 |
| 湖北省 | 99. 雲南大学 | 11. 金沢大学 |
| 76. 武漢大学 | 陝西省 | 12. 名古屋大学 |
| 77. 湖北大学 | 100. 西北大学 | 13. 京都大学 |
| 78. 華中理工大学 | 101. 西安交通大学 | 14. 大阪大学 |
| 79. 華中師範大学 | 102. 西北農業大学 | 15. 神戸大学 |
| 80. 中南政法学院 | 103. 陝西師範大学 | 16. 九州大学 |
| 湖南省 | 104. 西北政法大学 | 17. 東京都立大学 |
| 81. 湘潭大学 | 甘肅省 | 18. 大阪市立大学 |
| 82. 湖南大学 | 105. 蘭州大学 | 19. 青山学院大学 |
| 83. 湖南師範大学 | 106. 西北師範大学 | 20. 亜細亜大学 |
| 広東省 | 107. 甘肅政法学院 | 21. 学習院大学 |
| 84. 中山大学 | 新疆ウイグル自治区 | 22. 慶応義塾大学 |
| 85. 汕頭大学 | 108. 新疆大学 | |
| 86. 深圳大学 | 香港 | |
| 87. 華南師範大学 | 109. 香港大学 | |
| 88. 広州外語外経貿大 | | |

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| 23. 上智大学 | 28. 法政大学 | 33. 関西大学 |
| 24. 成城大学 | 29. 明治大学 | 34. 関西学院大学 |
| 25. 専修大学 | 30. 立教大学 | 以上147機関 |
| 26. 中央大学 | 31. 同志社大学 | |
| 27. 日本大学 | 32. 立命館大学 | |

5 『早稲田大学・日本法学叢書』刊行までの経緯

- | | |
|-------------|---|
| 1997年10月28日 | 比較法研究所管理委員会において、比較法研究所創立40周年記念事業として、『早稲田大学・日本法学叢書』の刊行を決定した。 |
| 1997年11月19日 | 大須賀所長が北京へ出張し、出版社との交渉を開始した。 |
| 1998年2月4日 | 大須賀所長が北京へ2度目の出張を行い、法律出版社、中国側編集委員、翻訳者と打合せを行った。 |
| 1998年4月 | 大学より『早稲田大学・日本法学叢書』刊行事業に対し特別予算措置（6,450千円）を受けた。（支出額6,298,761円） |
| 1998年4月28日 | 比較法研究所管理委員会において、10巻の選書を承認した。 |
| 1998年9月30日 | 大須賀所長退任 |
| 1998年10月1日 | 酒巻所長就任 |
| 1998年12月25日 | 比較法研究所と法律出版社との間で、基本協定書*を締結した。 |
| 1999年1月29日 | 大須賀前所長より、『早稲田大学・日本法学叢書』の刊行費用の一部として、100万円の寄付を受けた。 |
| 1999年2月22日 | 財団法人サントリー文化財団海外出版助成への申請が採択された。 |
| 1999年3月1日 | 酒巻所長が北京へ出張し、法律出版社と3度目の交渉を行い、『比較法』『行政法』『環境法』『担保物権法』『刑事訴訟法』について個別協定書**を締結した。また、翻訳者と打合せを行った。 |
| 1999年4月 | 『比較法』『行政法』『環境法』の3巻を出版した。 |
| 1999年5月 | 大学より『早稲田大学・日本法学叢書』刊行事業に対し特別予算措置（6,450千円）を受けた。（支出額750,647円、次年度繰延額4,885千円） |
| 1999年6月12日 | 酒巻所長が北京へ出張し、法律出版社と4度目の交渉を行い、『生存権論』『物権法』『刑法総論』『証券取引法』『会 |

	社法』について個別協定書を締結した。また、校閲者と打合せを行った。
1999年10月15日	酒巻所長退任
1999年10月16日	野村所長就任
1999年10月26日	比較法研究所管理委員会において、『民事訴訟法』『経済法』を加え全12巻とすることを決定した。
2000年 1 月	『担保物権法』『刑事訴訟法』の2巻を出版した。
2000年 4 月	大学より『早稲田大学・日本法学叢書』刊行事業に対し1999年度特別予算・次年度繰延分（4,885千円）の交付を受けた。（支出額4,515,425円）
2000年 5 月23日	比較法研究所管理委員会において、『比較法学』誌上にて法学叢書の総括を行うことを決定した。
2000年 7 月13日	『比較法』『行政法』『環境法』『担保物権法』『刑事訴訟法』を関係箇所へ寄贈した。
2000年11月 2 日	比較法研究所において法律出版社と5度目の交渉を持ち、後期5巻出版作業日程、出版後の書籍の交付、出版記念講演会につき確認書を取り交した。『民事訴訟法』『経済法』の個別協定書を締結した。
2001年 3 月	『生存権論』『物権法』『刑法総論』『証券取引法』『民事訴訟法』の5巻を出版し、全10巻となった。
2001年 4 月	大学より『早稲田大学・日本法学叢書』出版記念会および出版記念講演会の開催に対し特別予算措置（1,612千円）を受けた。（支出額1,076,931円）
2001年 4 月11日	財団法人サントリー文化財団より、『物権法』『証券取引法』の出版助成金として、50万円の交付を受けた。
2001年 8 月20日	『生存権論』『物権法』『刑法総論』『証券取引法』『民事訴訟法』を関係箇所へ寄贈した。
2001年 9 月19日	野村所長（原著者）、尾崎幹事、近江教授（原著者）が北京へ出張し、中国人民大学において、10巻の刊行を記念し出版記念会および出版記念講演会を開催した。
2002年 3 月 5 日	比較法研究所管理委員会において、予定していた原著者の都合等により『会社法』『経済法』の出版を取止め、『比較法』『行政法』『環境法』『担保物権法』『刑事訴訟法』『生

存権論』『物権法』『刑法総論』『証券取引法』『民事訴訟法』の10巻をもち、比較法研究所創立40周年記念『早稲田大学・日本法学叢書』刊行事業を完結することを決定した。

2002年9月30日 野村所長退任

2002年10月1日 木棚所長就任

2003年1月 「比較法学」第36巻2号において、『早稲田大学・日本法学叢書』刊行事業の総括を行った。

以 上

6 『早稲田大学・日本法学叢書』支出報告

	合計	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
支出額	13,164,312	522,548	6,298,761	750,647	4,515,425	1,076,931
〈内訳〉						
印刷製本費	4,670,720	0	2,405,120	0	2,265,600	0
手数料報酬	5,268,501	91,620	2,703,862	195,083	2,246,825	31,111
旅費交通費	2,408,817	254,132	778,125	330,740	0	1,045,820
図書資料費	259,363	68,138	178,844	12,381	0	0
会合費	316,332	65,125	125,620	125,587	0	0
通信・運搬費	138,857	43,533	94,374	950	0	0
委託費	7,500	0	7,500	0	0	0
雑費	83,616	0	5,000	75,616	3,000	0
消耗品費	10,606	0	316	10,290	0	0

〈内訳の説明〉

印刷製本費	出版補助金を法律出版社へ支払い。 1998年度 前期 5 巻分，2000年度 後期 5 巻分
手数料報酬	翻訳料4,418,481円，校閲料758,400円，編集謝礼91,620円
旅費交通費	法律出版社および翻訳者，校閲者との打合せのため，また， 2001年度は出版記念講演会のため，中国出張。 1997年度 2 名，1998年度 4 名，1999年度 2 名，2001年度 4 名。
図書資料費	原著書，中国語辞書ソフト，寄贈用の法学叢書を購入。
会合費	中国における出版社，編集委員，翻訳者，校閲者との打合せ。
通信・運搬費	国際電話代，書籍郵送費用等
委託費	協定書翻訳の業者委託
雑費	翻訳料等送金手数料
消耗品費	中国語入力ソフトウェア等

〈大学からの補助〉

	合計	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
予算科目		経常費 (内, 追加予算)	特別予算	特別予算 (内, 次年度繰延)	(前年度繰延分)	特別予算
予算額	15,034,548 *	522,548 (228,665)	6,450,000	6,450,000 (4,885,000)	(4,885,000)	1,612,000

*収支差額1,870,236円は大学へ戻し入れ。

7 協 定 書

* 基本協定書

** 個別協定書（第1巻）

「早稲田法学叢書」の出版に関する基本協定書

中日両国の法文化の交流と学術研究を促進するため、日本国（以下日本と称す）「早稲田大学」（以下甲と称す）と中華人民共和国（以下「中国」と称す）「法律出版社」（以下乙と称す）は、上記協定を締結するため、以下のとおり、友好的な協議を行った。

甲は、甲所属の比較法研究所創立40周年の記念事業として、中国において「早稲田法学叢書」（中国語訳）〔以下「本叢書」と称す〕をシリーズで出版することを希望しており、

乙は、中国において「本叢書」をシリーズとして“中国語訳”で甲から中国大陸における専属的出版権を得て出版することを希望しており、

「本叢書」中国語訳は、中国大陸において法学の主な分野を渉猟する巻数が出版されることを目標とするが、

甲と乙とは、この出版計画の為、甲において負担して乙に支払う資金援助、翻訳料の支払、ならびに乙において負担する印刷費、広告、印刷発行に要する経費の支出等について協議した結果、これまでの協議の基礎となった双方の希望については、議事録に記録として記載はしておくものの、本基本協定書に記載され、かつ本基本協定書によって締結された条項のみが甲乙両者間の基本的合意事項であることを確認し、それ以外の議事録、書簡等は一切拘束力を持たないことを確認した上、

甲と乙とは、以下のとおり合意した。

記

第1条 本叢書は甲の比較法研究所創立40周年の記念事業として企画され、乙により中国において印刷、出版、発行される。

第2条 (甲乙双方の責任と権利)

- (1) 甲は、前条項記載の本叢書のうち、中国において翻訳出版される著書を選定する権利を有する。
- (2) 乙は、甲に対し、前項記載の著書の決定について、参考意見を述べることができる。甲はこの意見に対し、十分な配慮をしなければならない。
- (3) 甲は、本叢書の翻訳者および、翻訳校閲者を任命する責任を負担し、その選任の権利を有する。
- (4) 甲は、甲が前項に従って本叢書の翻訳者および翻訳校閲者を選任したときは、その選任と同時に翻訳契約および翻訳校閲契約を締結し、甲が翻訳料を翻訳者に、翻訳校閲料を翻訳校閲者にそれぞれ直接支払うべき責任を負担する。
- (5) 甲は、前記(3)項および前項の規定にかかわらず本叢書の翻訳権および翻訳校閲権を保有する。
- (6) 乙は、中国大陆における本叢書の出版等について、下記の責任を負担し、権利を有する。
 - (a) 本叢書は、ハードカバー製（コーティング付）とし、輸入の良質紙を用いて作成され、かつ誤字、脱字、落丁、乱丁の無い書籍を出版・発行しなければならない。
 - (b) 初版（ハードカバー製、並製を含む）は10,000部を限度とする。なお、その年度の出版部数を6ヶ月毎に、乙は甲に文書で報告しなければならない。
 - (c) 但し、乙において本叢書のうち、特定の一巻について、これがハードカバー製で2000部以上出版され発行されてから3ヶ月経過した後は、中国の読者の購売力を考慮し中国大陆基準の並製本も出版、発行することができる。
 - (d) 本叢書の装訂設計は乙が責任を負担し、かつこれを決定する権利を有する。但し、甲はこの装訂設計について、その設計の時点において甲の意見を乙に述べることができ、その場合、乙は甲の意見を十

分に尊重する。

第3条（著作権・出版権・翻訳権・その他）

- (1) 甲と乙とは、本叢書の著作権が、各巻毎にその原著作権者に帰属し、本基本協定書によって変更・移動をしないことを確認した。
- (2) 乙は、前記記載の著作権を、中国大陸において適切に保護する為、本叢書の各巻毎に、その出版の前後を問わず著作権登録、侵害に対するクレーム申立等の措置をとる責任を負担し、かつかかる危険が生じ、または生じ得る場合には、これを遅滞なく甲に報告しなければならない。
- (3) 甲は、本叢書の各巻毎に、その翻訳権を有する。
- (4) 甲は、本叢書が中国大陸において本基本協定書に従って出版される為、各巻毎にその著作権者からその中国語版の出版および翻訳について同意を取り付ける責任を負担し、著作権者の同意を得る都度、遅滞なく甲と著作権者との間の締結された「中国語版の出版および翻訳に関する同意書」の写を、乙に交付する。
- (5) 本叢書が適式に出版されることを条件として、乙は、中国大陸における本叢書の専属出版権を各巻毎にその発行の日から10年間保有する。
- (6) 中国大陸外における本叢書の中国語版出版権および専属的販売権は甲に帰属する。但し、甲がこれを中国大陸外で出版しようとするときは、事前に乙の書面による承諾を必要とする。
- (7) 乙は、本叢書の出版、印刷、発行および広告について責任を負担し、落丁乱丁等が無いよう品質管理について最善の努力をし、そのすべての費用を支払う。但し、本叢書のいずれかが重版されるに至ったとき、乙は中国国家基準に従って甲に重版印税を支払う。この場合、甲は甲の責任において著作権者および翻訳者にその重版印税の一部を支払い、乙にその負担をさせない。
- (8) 乙は、甲から乙に本叢書の各巻の中国語訳文（但し、各巻毎にその一卷全部が完訳されたものとする）が交付された日から、90日以内に、必ずその各巻毎にこれを出版し、発行する責任を負担する。但し、中国大陸における天災、停電、断水等、乙の責に帰すべからざる事由により、乙においてこの90日の期限を遵守できなかったときは、甲と乙とが信義誠実の原則に基き友好的に協議をなし、その期間を合理的な範囲に限り変更することができる。

なお、この期限変更の合意は、その都度書面で確認されなければ無効と看做される。

- (9) 乙は、本叢書の各巻の出版・発行毎に、甲に対し、遅滞なく、その出版・発行された本叢書中国語版の100部を、中国国内において甲の指定する甲の代理人に無償で交付する。但し、その郵送料は甲の負担とする。

但し、甲は、その無償交付の100部について、予め書面により乙に対し、全部またはその1部を、まとめて或は個々別的に送付するよう送り先を指定することができ、乙は甲の指示に従って無償交付分を郵送（印刷物兼船便扱いとする）しなければならない。

- (10) 乙は、前項に掲げる甲に対する無償交付分とは別に、本叢書中国語版10部を著作権者に、10部を翻訳者に、各2部づつをすべての編集委員に寄贈する。但し、その郵送料は乙の負担とする。

第4条（補助金）

- (1) 甲は、乙に、本叢書の出版に当り、1巻毎に日本通貨45万円を支払うことを約し、乙はこれを承諾した。
- (2) 甲および乙は、前項の補助金の支払いは、日本国通貨を以て行うことに同意する。
- (3) 甲は、本条に規定する補助金を、乙から本叢書の各巻毎にその該当巻の印刷原稿初校が甲に届けられた時、その初校が甲の品質受容基準に達しているときは、その初校に多少の誤字、脱字、落丁、乱訂があってもそれに拘らず、“出版発行時までこれを校正され、瑕疵のない書籍が出版発行される条件”を付して、それから1ヶ月以内に、乙の指定する中国大陆内の銀行に電信送金するものとし、その送金手数料は甲の負担とする。

第5条（紛争処理規定）

- (1) 本基本協定の準拠法は、中国法とする。但し、中国大陆以外の地域で発生した問題の解決は、日本法に準拠して行う。
- (2) 本基本協定の履行又は本基本協定と関係のある行為によって発生し、或いは発生することあるべき一切の紛争について、甲及び乙は、先ず友好的な協議により、解決を求めなければならない。
- (3) 協議による解決が困難な場合には、1974年1月5日に締結された、日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定第8条の精神に従っ

て、仲裁地を、両当事者に合意の成立しない限り、被申立人の居住する国とし、仲裁地が中国の場合は、中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則に従って、仲裁地が日本の場合は、国際商事仲裁協会仲裁規則に従って、仲裁を行うことに合意する。仲裁裁決は、終局裁決であり、甲乙双方に対し、いずれも拘束力を有する。仲裁費用は、敗訴当事者が負担する。

- (4) 仲裁手続の期間中、紛争の発生により仲裁が行われている部分以外については、甲乙双方は本基本協定を継続して履行する義務を負う。

第6条 (個別協定書)

甲と乙とは、本基本協定書に基き、本叢書の中国語版の各巻を出版・発行する都度、その出版・発行の前に、書面で個別的にその出版内容、出版日程、補助金支払日程、装訂・設計等につき、具体的事項を取り決めた個別協定を締結しなければならず、本基本協定はその個別協定書の内容の一部となり、個別協定書が締結される都度、具体的な法的効果が成立し発効するものとする。

本基本協定の成立を証するため、本書正本を日本語文と中国語文で各2部宛(合計4部)作成し、甲と乙とはそれぞれこれに署名押印の上、各自その1部ずつを保存する。但し、条文の解釈に相違を生じたときは、日本語による。

於早稲田大学 1998年12月25日

日本国東京都新宿区戸塚町
甲 学校法人 早稲田大学

理事長 署名・公印
奥 島 孝 康

中華人民共和国北京市宣武区广内登莱胡同17号
乙 法 律 出 版 社

総編輯 署名・公印
賈 京 平

「早稲田大学・日本法学叢書」個別協定書

日本国「早稲田大学」と中国「法律出版社」は、「早稲田大学・日本法学叢書」の出版に関する基本協定書第6条に基づき、以下のとおり合意した。

翻訳権・翻訳校閲権	早稲田大学（甲）
保有者	日本国東京都新宿区西早稲田1-6-1
翻訳権使用者	法律出版社（乙）
	中国北京市廣外六里橋北里甲1号
書名	早稲田大学・日本法学叢書 比較法
著作権者	大木 雅夫
翻訳者	范 愉
装丁設計	1. A5判/横組/ハードカバー製（コーティング付） 2. A5判/横組/並製（コーティング付）
発行予定日	1999年3月30日
初版発行部数	2000部（ハードカバー製1000部，並製1000部）
予定頁	_____頁
定価（予定）	30 中国元
出版補助金	甲は乙に対し出版経費の一部として45万円を支払うものとする。
支払日程	1999年3月31日

*本協定書は2通作成し、甲、乙一通宛所持することとする。

1999年3月1日	（甲）早稲田大学比較法研究所	
	所長 酒巻 俊雄	署名

1999年3月1日	（乙）法律出版社	
	総編輯 賈 京平	署名

（備考）各巻毎に個別協定書を締結した。出版補助金は各巻の頁数により異なる。